

第百二回国会 農林水産委員会 議 録 第二十五号

昭和六十年六月十九日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君

理事 田名部匡省君

理事 小川 国彦君

理事 武田 一夫君

理事 大石 千八君

理事 鈴木 宗男君

理事 月原 茂皓君

理事 松田 九郎君

理事 若林 正俊君

理事 島田 琢郎君

理事 日野 市朗君

理事 駒谷 明君

理事 水谷 弘君

理事 稲富 稔人君

理事 津川 武一君

出席政府委員

農林水産大臣 佐藤 守良君

農林水産大臣官 田中 宏尚君

農林水産大臣官 房審議官 吉國 隆君

農林水産省経済局長 後藤 康夫君

農林水産省農蚕局長 関谷 俊作君

農林水産省畜産局長 野明 安至君

農林水産省食品流通局長 塚田 実君

食糧庁次長 山田 岸雄君

林野庁長官 田中 恒寿君

委員外の出席者

農林水産委員会 山口 良次君

調査室長

六月十八日

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

同日

農畜産物の輸入制限品目保持に関する請願(上草義輝君紹介(第六五五号))

農林年金制度の改悪反対等に関する請願(小川国彦君紹介(第六五五号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

農林水産業の振興に関する件

○今井委員長 これより会議を開きます。

常に多いので、これは農水省さぞや困りでしょうと思つてゐるのです。この米価決定の仕組みの中で、自民党が米価を決めるというようになつて、言う、いつから国会議員も行政官になつたのかいなど非常に奇妙な思いに駆られながらこの話を聞いているわけですが、どうもそういう声が非常にこのごろ強まつてまいりました、私もこれははつておけないというふうに思ひます。

事の原因は、そもそも農水省、食糧庁、農水大臣初め食糧庁の幹部が、自民党と米価について政治折衝をやるといふことに間違ひがありはしないかと思つておられます。いかがでございますか。

どういふ根拠に基づいてこの政治折衝なるものをやつてゐるのか、そこをお聞かせいただきたい。

○佐藤国務大臣 日野先生にお答えいたします。先生御存じのように、国民の主食であります、かつ我が国の農業の基幹作物でありますお米の価格の決定は、農政のみならず国民経済にとつて重大な影響を及ぼす性質のものでございます。

そんなことで、その決定に当たりましては、米価審議会の御意見をお聞きするとともに、政権を担当しております与党と十分意見の調整を行うことが必要であるとの判断によるものでございまして。

○日野委員 いやいや、それは必要だということですが、事はそれじゃ済まないのですよ。我が国は三権分立の方針をとつておるのでございまして。米価決定は行政です。これはもう当然のことでございますね。それに自民党が行政の一翼を担うかのごとく政治折衝などというものをやっているわけではございません。これは私は納得いかぬ。

国民経済の健全な発展とか日本の政治の健全な進みというものは、三権分立というきちんとした方針を踏まなければいけません。そうじゃありませんか。そこらのところをゆるがせにするという

ことは、全体主義的な一つの手法です。随分それは間違ひを起こして、場合によつては戦争に突入をしたり、そういうことを起こしているのですよ。(戦争なんてそんな、ばか言ふなよ)と呼ぶ者あり)今与党席のやじが聞こえているけれども、これは思ひ上がりがあつた。そう思ひません。行政は行政としてやつていかなければいけません。

○佐藤国務大臣 先生にお答えいたします。今申し上げたとおりですが、米価審議会の御意見を承りまして、米価決定を行う場合、米価決定は先生御存じのように極めて重要な政策決定でありますので、実際問題としては政府・与党間に食い違いがあることは避ける必要があるということ、最終的な決定に至るまでの間においては与党との話し合いを行つておるのであり、政府として、あくまでも基本的には米価審議会における審議及び答申についてはこれを尊重して米価決定を行つていく所存でございます。

○日野委員 実際上は、マスコミなんかの取り扱いを見ても、現実に出てきてゐる結果を見ても、自民党との政治折衝の結果、これが現実には機能してゐるわけですね。私はこういうことはあつてはならないと思ふ。あくまでも行政は行政府である。そして、政党というものは一体どういふ機能を果たすのでしょうか。政党というものは国会議員を送り出す。そして、そこで国会と政府との関係といへば、これはもう議院内閣制という方針をとつてゐるわけですね。行政の決定は行政の責任において行われるべきである、私はこう主張するのです。

政治折衝を行うなどということは一体どこに根拠があるのです。この法治国家である日本の法的な根拠を示してもらいたい。

○佐藤国務大臣 先生に今申し上げたように、基

本的には米価審議会の意見を聞きまして慎重に決定した予定ですが、その間におきまして政権を担当している与党と十分調整を図るというのが常識ではないか、こう思っております。

○日野委員 その常識だということに問題があるのですよ。私は常識だと思つてない。あくまでも行政は行政、これはもう行政官の方々は行政官の誇りにかけて行政を運用してもらわなければならぬ。もし行政のところに立法に携わる部分がかかり合つていったら、これはもう癪着ですよ。そこをきちんとしないと日本の民主主義の根幹を崩す、そう思いませんか。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたしましたとおりでございますが、基本的には米価審議会の意見をよく聞きまして慎重に対処して決めているわけでございまして、政権を担当している与党と意見の食い違いがあつてはいけませんから、やはりその間に当然話し合い、調整を図るといのが常識だといふふうに私は思っております。

○日野委員 日本の政治システム、行政のシステム、これは両方の緊張関係というものを当然予想しているのですよ。食い違いのあることを当然予想しているのです。だからこそ国会は国の最高機関として国政調査権を持つてゐるわけでしよう。そこでなれ合つたら国政調査権などというものは意味がなくなります。やはり行政は行政をきちんとやりなさい、立法機関は立法機関として、行政にかかわつていくのは、法律をつくつてその法律に従つて行政が運用される、その行政に間違いがあつたら国政調査権を発動する、これが建前です。何かそのほかに自民党と政府がこういうなれ合いをやるといふのなら、法律的にその根拠を示してくださいと僕は言つてゐるのです。

○佐藤國務大臣 先生に再三同じことをお答えして申しわけありませんけれども、私は、少なくとも米価審議会の意見を聞きまして慎重に我が省が決めておるわけでございますが、やはりその間、政権を担当している与党と十分話し合いをし、食い違いがないようにするといふのは、政治の常識ではないかと思つております。

○日野委員 私はその常識を崩してもらわないといかぬと言つてゐるのです。

それなら、この米価の問題でいろいろ問題が出ます、生産者からも出るでしょう、消費者からも出るでしょう、その責任を自民党は負うのですか。その責任の態様、どのような責任の負い方をするのか、答えてください。

○佐藤國務大臣 お答えします。

責任は、私が全責任を負つております。

○日野委員 現代社会では、何にかかわればその責任というものは当然考えながら行動しなければなりません。私が全責任を負うと言つてからは、そこにお座りになつておられるのは農林水産大臣としてお座りなんだから、それは農林水産省が責任を負う、こういう意味ですか。自民党はそのことについて全く責任を負わない、こういうことでしょうか。

○佐藤國務大臣 責任は、私が全責任を負つております。

○日野委員 全く自民党といふのはすてきな商売でございます。すてきな立場でございます。しかしこれは、役人の方々はこれでいいのでしようか。あなた方は誇り高き行政官として農水省にお入りになつたんじゃないか。佐藤大臣は一面政治家でもあるからこうおっしゃつて言いますが、大臣のいる前でそれによつて言ひにくからうと思つて、行政官の誇りいづくにありや。

○山田(岸)政府委員 お答え申し上げます。

今大臣から御説明していただきましたように、米価決定は極めて重要な政策決定でございます。し、実際問題として政府・与党間に食い違いがあるといふことは避ける必要があるのではないかと、このように考へておりました。最終的な決定に至るまでの間におきまして与党の方と話し合い等を行つておるわけでございまして、最終的には政府の責任において決定されておる、このように私も理解しております。

○日野委員 これは行政官の立場でのお話というよりは、こうやつて与党の議員も大臣も目の前に控えてゐるといふところで今のような発言になると思つてゐる。私はそれじゃ本当はいかぬのだと思つてゐる。そんな雰囲気になつてゐること自体が問題ではないか。あくまでも立法府と行政府というのとは違ふのです。政治家と行政官というのとは違ふのです。その長に議院内閣制によつて大臣を、国会議員をいただくことになる、これは仕方のないことかもしれないが、それによつて全行政が律しられてはならない。また大臣は大臣で、やはり農水省という一つの行政の府の長としての見識を持つて動かなくちゃいかぬと思つてゐる。

私は、政党と行政府というものは緊張関係がなければならぬ、それでなかつ国会が行政に対してきちんと目を光らせることができるようにといふことで、さつきも言つたけれども国政調査権といふものを持つてゐるのです。そこをきちんとやらなくとも多くの問題を生み出しているのだと思つてゐる。

皆さん政府・与党と言ひますけれども、与党の機能といふのは何ですか。中曾根内閣を支えていくといふ立場でしよう。中曾根内閣を支えていく、これは国会の場において支えるのです。行政の中にまで足を踏み込んで支えるのじゃありません。そこでの癒着関係ができてくるから、これはよく言われますね、政治家癒着なんて言われて、それがさらに財の方に飛び火をして政治家の癒着なんといふことになつて何となくスキャンダルなんといふものが出てきたりするわけでして、私はそこを断ち切らなくてはならないと思つてゐる。

今度の米価決定に当たつては、行政の府にある者は行政の府にある者としてきちんと対処すべきだ、そう思ひますが、どうですか大臣。

○佐藤國務大臣 お答えします。

再々お答えしてゐるとおりでございますが、あくまでも米価審議会の意見を聞きまして我が省が責任を持つて米価を決定してゐるわけです。た

だ、その間におきまして、今与党は自由民主党でございますが、これは国民の公正なる審判によつて選ばれて、そして中曾根内閣ができてゐる。内閣をつくつておるのはいややと与党がつくつておる。そんなことでございまして、この与党とは十分意見の調整を図ることが大切ではないか、このように考へております。

○日野委員 その意見の調整といふのは、政治の基本的な方向を定める、それが国会に出された段階で与党としての立場として動くといふものであつて、今国民の負託を得てと大臣はおつちやつたけれども、我々も国民の負託を得てゐるのです。この間は新自由クラブとの連合で何とかこう、連合なのか、そこから先は言ひませんが、連合で急場はしのいだけれども、現実には自民党に投票した人の数を数えてみたら有権者の過半数を割つておりますよ。そういう状態で今国政が運営されてゐるのです。我々の方もさつぱり、一緒になつておつとパンチのきく行動をとればそれにこしたことはないのですが、今度の米価ではとるつもりなんです。

そうしたらこれは、与党ばかりに聞くといふのは片手落ちです。野党の側ともしちんとした話し合いを持つ、それが国政を誤りなく運用していく。国会に對する関係といふのは、与党とだけ結びつくといふことはあり得ないはずなんです。結びつくといふことは、関係を持つといふことは、国会と結びつくわけですから。そうしたら、野党との折衝、野党の意見を十分聞く、そういう場所を設けなければ著しい片手落ちだと思つてゐる。どうですか。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。

米価の決定につきましては、実は野党の方々からも種々の機会を通じまして貴重な御意見を十分お聞かせ願つておるところでございます。

○日野委員 現実の姿を見れば、どうも自民党さんあたりとは去年あたりは徹夜で折衝をなすつたらしい、まことに御苦労なことでございます。

す。国の法律、制度にも何にも全く根拠のない、しかも三権分立という国政の大原則から見たらかなりおかしい寄り合いを徹して行、それはまことに異常な事態である、こう思うので

大臣、行政の側がそういうような一つの党とばかりのめり込んでいく、これについて随分大きな批判があることは御承知でしょう。いかがですか。

○佐藤内務大臣 お答えいたします。

先ほどから申し上げておりましたが、基本的には米価審議会の意見を聞いて適正に判断して決めておるわけでございます。

そんなことで、与党たる自民党が日本の農政を心配し、特に基幹作物であるお米につきまして国民に安定的に供給する立場を持っておる、そんな立場の中で大要御理解と御協力を願っておることに

○日野委員 まるで野党は米の生産にも流通にも、それから国民の消費にも無関心であるかのよう、それは話し合いをすることがないみたいな話ですね、今の話を聞いてみると、そう思いませんか。自民党は生産、供給、そういったものに非常に心配をしておると今あなたがおっしゃった。我々はその心配をしておらずとも言うんですか。

○佐藤内務大臣 お答えいたします。

そんなことを申し上げておるのじゃないんで、いろいろな機会を通じて野党の先生方から大要貴重な御意見を聞かせていただいております。これは非常に感謝しております。これも非常に感謝しております。

○日野委員 じゃ、野党との話し合いの機会というのは——我々も確かに随分申し入れや何かをいたしました。この委員会でもいろいろ話もいたします。それはそれなりに聞いてもらっておるんだらうとは思いますが、私が言うのは、そういう話を聞くと聞かないだけの話じゃないのです。現実決定される米価というのは、政治折衝という奇妙なところで決められた米価が現実には決定米

価として用いられるところがおかしいではないか、こういうことを言っているのです。聞いてみるとか協力もあらうとか、それは我々もやることはやりますよ。しかし、その決定の場というところをそこを求めるのはおかしい、こういうことを言っているのです。いかがですか。

○佐藤内務大臣 お答えします。

私はちっともおかしくないと思っております。今お聞きしまして、私の言っていることと先生の言っていること、そう違いはないと思います。あくまでも私は米価審議会の意見を聞いて私の方が慎重に決めるということでございます。そんなことで、政権を担当している与党と意見の食い違いがあつてはいかぬ、その辺の調整を図るというのはこれはごく当たり前のことではないか、こう思っていることを申し上げているわけでござい

○日野委員 では、そこいろいろ引き上げ幅や何かについて話をすると、そのとき、引き上げになった場合、では金はどうする、という話が当然ついて回ります。これはどうなつていきますか。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

米の政府買い入れ価格が引き上げられました場合には、買い入れ費が不足するかどうか、こういう問題があるわけでございますが、従来から、買い入れ費が不足する場合には予備費の使用等によつて対応させていただいておつたわけでござい

政府の買い入れ価格の引き上げが行われましても、不作だとか、また自主流通米の数量の増大、こういうふうなことによつて当初予定しておりました政府買い入れ数量よりも減少するようないこともあつたわけでございまして、そうした場合にはおきましては格別の予算措置を講じることなしに対応し得る、こういう事態になつております。ちなみに、予算措置を講じないで対応し得ましたのは、五十三年から五十九年、こういったところではそういう措置もなしにやれた、こういうことでござい

○日野委員 そうすると、予算措置なしでやる枠内が米価引き上げの一つの枠だ、限度だということでしょうか、実際上はという話ですよ。

○山田(岸)政府委員 今御指摘の点でございますが、一応予算上の買い入れ費、こういうことで計上されておりますものでございまして、政府買い入れ価格の改定、こういうことを直接的にまた拘束する、こういうものではないと考えております。(発言する者あり)

○日野委員 委員長、今やじが邪魔になつて聞か

○山田(岸)政府委員 もう一度答えさせていただきます。

今御質問の点でございますが、政府買い入れ価格を決める際に当たりまして、予算に計上されておる買い入れ費というふうなものが最終的に絶対には考えられないと理論的には思われます。

○日野委員 そうすると、あと手法としては予備費の取り崩しもしくは補正予算を組むというふうな形になりますか。

〔委員長退席、田名部委員長代理着席〕

○山田(岸)政府委員 これは、ある程度運用してみなければわからないといふこと、買い入れ数量がどのようになるか、こういうことにも関連するわけでございまして、理論的に申し上げれば、今先生御指摘のように、予備費の流用ないしは、それで十分調達できないといった場合におきましては補正予算、こういった補正の手続をとるとい

○日野委員 そうすると、自民党との政治折衝などやっても、予算の枠から大きくはみ出すことは事実上は不可能なのでございましてということですね。

○山田(岸)政府委員 今先生御指摘の点は、答弁が非常に難しいわけでございますが、予算の実行上の問題、また買い入れ価格をどのように持つていくか、ともどもに政策的に重要な問題でござい

まして、その間におきましては慎重に検討して結論を出さなければならぬのではないかと、このように考えます。

○日野委員 答弁もその辺が限界でしようから、そこから先は余り難しく言いませんけれども、しかし私は思っているのです。やはり行政官は行政官の誇りでお仕事なさい、最初から自民党との政治折衝を含んでおいて、大体どのぐらいをそこで上積みしようなんというのを考えずに

——議院内閣制という制度はとつていたしたつてあなた方は行政官なんです。我々が立法の府に携わると同じように、あなた方も行政の府に携わつた仕事をやらなければならぬのです。この点は機会があつたらまたちくちくやつていきますから、そのつもりでひとつ……。

今度は、林野庁に伺います。

分収育林制度です。分収育林がまああつていくといふことが順調に一応進んでいるように思ふのですが、昭和六十年度の分収育林の事業を見ますと、限定公募を導入する、しかもそれがかなりの面積を限定公募ということにしているようであり

ますが、この限定公募というのはこれからますますと続いていくのでしょうか、これをどのように進めていかれようとしているのか、大体的概要をちょっと示していただきたい。

それから、分収育林についての長期計画があつたらお示しいただきたい。なかつたら、いつごろできるのか、そんな点をひとつ聞かせていただ

○田中(恒)政府委員 先生お話しのごいしました限定公募方式は、本年から取り入れたいと考えておるところでございますが、昨年の国会御審議の際にも、これは特定の企業に偏ることなく広く一般国民の方々の御意見と、さらには直接受益する水源林等の受益者、電気事業者とかその他の関係団体等についても考えるというふうな御意見をいただいております。それらを踏まえて、本年はまず一般公募方式によりまして約八割の対象面積を公募したい、二割くらいを、

その申し込みの状況を見つづつ後の方から限定公募方式を出してまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

と申しますのは、昨年は大体四億圓ぐらゐの規模で行いましたが、本年はずっと大きいものでございまして、果たしてどういふふうな応募状況になつてくるのか、これは市場という言葉など使いますと大変失礼でございますけれども、どのような対象者の分布、意向が応募状況にあつてくるのか、事業的にいいますのは本年が初めてとも申せるものですから、慎重に状況を見ながら考えていきたいと思つておるわけでございます。

なお、長期計画にいたしまして、これは物理的にこちら側が保有しておる山の状態から出てくる限度もございまして、また、先ほど申しましたような応募状況になるかということも当然考えなければなりませんし、国有林野事業の財政事情がどのように推移して、それにどう寄与をさせるかとか、いろいろな点から考えなければならぬ。また、国有林におきましても行いますので、これらとの平和的な共存関係において事業が進められなければならない等々ございまして、見通しをいろいろつくりたいとは思つておりますけれども、まだそれへの十分な資料も取りそろえられてないというふうな状況でございます。そういう段階で、しばらく時間がかかるのではないかと考えております。

○日野委員 限定公募というシステムをとりますと、公募は確かにしやすくなると私は思うのです。これは予算の状況、それから財政の状況にもよるのであります。ところが、財政状況が悪くなつたりますと、かなり大規模にこれがふえていくということの心配が一つあるのです。そういうことがあるのかないのか。

それから、これをやりますと、七十二年度までの財政改善の期間、七十二年度までにその計画が進んでも、今度は、それから先にこれを採算する時期になつても事業の収益が大きく切り込まれてしまふのではないかと心配が一つあります。

それからもう一つは、限定公募する相手方の法人などには森林組合なども含むわけですし、林業関係の事業をやつて法人が入るわけですね。そうすると、本来は林野庁でやるべき事業、それらのものが縁故ということとでこちらの方にこの仕事を移すというふうなことが生じないか、そういう点の心配がありますので、ひとつそこを教えてくださいませんか。

○田中(恒)政府委員 将来の財政事情への影響であります。現在国有林で伐期に到来しております五十生以上の森林は、全体の八割でございます。八三割が三十生以下ということになっておりますので、ある程度前倒しの持つてくることは可能でありますけれども、もちろんその後の経常的な財政運用を考えない前倒しの仕方というのはあり得ないわけでございますので、その辺は十分慎重に考慮に入れた運営をいたしたいと思つております。

それから保育管理についてでありますけれども、これは分収育林対象地でありましようとその他の森林でありましよう、国有林の責任において保育管理をするのは当然でありまして、もちろん直営で行う場合あるいは民間事業体に行わせる場合も考えられるわけでありまして、特段にこれらの契約が行われたからということと、その辺を配慮するということとは考えられず、国有林の事業全体をどのように責任を持って運営するかということとで考えてまいりますので、御心配のようないふことはならないものと考えております。

○日野委員 終わります。

○田名部委員長代理 新村源雄君。

○新村(源)委員 第一点として、今政府は貿易摩擦の解消のための一環として、関税引き下げの措置を中曽根総理の一方的な強引な手法で進められようとしておるわけでありまして、特に農業関係におきましては、農産物も聖域でない、こういう言い方をしておりますが、今回報道関係等によりまして、農産物は除外しておりますけれども、農産

加工品のほとんどの品目が入つてゐる、こういうことになっておるわけですね。

そこで、今農産物の加工品が三〇%とも言われ二五%とも言われておりますが、これがもしそういうふうに引き下げをやつた場合に、貿易摩擦に一体どのくらいの影響をもたらすと予測しておりますか。

○佐藤國務大臣 先生にお答えします。実は先生御存じと思いますが、四月十九日に対外経済対策を各省策定しろということと、四月二十二日でございますが、私どもの事務次官を長の策定委員会をつくりました。今その策定委員会で作業中でございます。実は私もまだ何も聞いておりません。そんなことで、今策定委員会策定中、鋭意検討中、こう御理解願いたいわけでありまして。

○新村(源)委員 そうしますと、今の段階では農林水産省としての立場はどういう考え方なんでしょうか。

○佐藤國務大臣 先生にお答えします。私はいつも言つておりますけれども、農林水産物につきましてもその重要性——率直に言いますと、総理も最初から、後でちよつと言葉が変化してまいりましたが、特に農林水産物については大変御理解いただいております。そんなことで、いわゆる農林水産物というのは、アクションプログラムをつくる条件の中にも、やはり一つあるいは複数の中で例外に当たるものが非常に多い、こんな理解と気持ちでこの問題に当たつていふ。そんなことでございまして、いつも言つておりますけれども、我が国の置かれた立場を認識し、そして我が国農業を守り、健全な発展を図るということ、友好国との関係をどう配慮するかということ、これを総合的に踏まえながら慎重に対処しているというのが我が省の基本方針でございます。

るわけですが、農林水産物と加工品、こういうものについてはもう一つも入れない、こういうことで理解をしていいのですか。

〔田名部委員長代理退席、衛藤委員長代理着席〕

○佐藤國務大臣 先ほど言つたようなことでございまして、現在事務次官を長とする策定委員会では鋭意検討中ですが、頭と胸を非常に悩ましてゐるというのが今の私の気持ちでございます。非常に苦慮してゐるというのが私の現在の心境でございます。

○新村(源)委員 それでは、先ほどお伺いしましたように、今仮に農林水産物の加工品に三〇%なり二五%なりというものが適用されるということになれば、三百六十億余のいわゆる貿易黒字のうち、農産物によつてどのくらい埋められるか、そういう見通しをお持ちになつてゐますか。

○後藤(康)政府委員 お答えを申し上げます。六月末の個別品目についての関税率の引き下げの問題の一環といたしまして、かつて昭和四十七年に一度鉄工業品と農産加工品について関税の一律引き下げをやつたことがある、それをさらに規模の大きなものにして実施したらどうだというふうな意見が最近新聞報道等でも出ておりますが、その当時に、価格政策の関連品目でありまして、政府の中でもまだ議論そのものが煮詰まつております段階でございまして、数字で幾らというふうなことはお答えを申し上げかねるわけでございます。

いずれにいたしましても、私どもよく外国の方にも、また国内のいろいろな要路の方にも申し上げておるのでございますけれども、我が国の農林水産物の輸入というのは世界的に見てもかなり大きな輸入国になつておりますし、これ以上市場アクセスの改善を進めましても今の大幅な貿易黒字を大きく減らすということにはならないと私ども考えておるところでございます。

○新村(源)委員 これが加工品という形で入つて

こようとも、その分だけ日本の農業生産が縮まっていっていいわけですね。現在でも日本の農業というのは既に破局的な状況を迎えている。ここで少しでもそういうものが入ってきたら日本の農業は壊滅的な打撃を受けていく、こういうことになりまして、この関税の一括引き下げについては農産加工品は一切応じない、こういう強い態度で大臣最後まで頑張っていたきたい、日本農業を守るためにもぜひ頑張っていたきたい、こういうふうに考えるのです。

○佐藤國務大臣 基本方針は先ほど私がお話ししたとおりでございます。我が国の置かれた立場を認識し、我が国農業を守り、この健全な発展をどうして図るかということ、友好国との関係を配慮しながら慎重に対処したい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○新村(源)委員 慎重にということに非常に不安を感じるわけですが、先ほど申し上げておられますように、日本の農業を守る、こういう観点で体を張って頑張ってもらいたい、こういうことをお願いし申し上げまして、次の問題に移りたいと思っております。

きょう米審に諮問されました麦価の諮問の内容を簡単にお知らせ願いたい。

○山田(岸)政府委員 お答え申し上げます。

本日の米価審議会に六十年産麦の政府買入れ価格につきまして諮問させていただきましたが、その中身につきまして若干御説明させていただきます。

基本方針といたしましては、農業パリティ指数に基づいて算出されますパリティ価格に麦の生産振興のための調整額を加えて価格を算定する、こういう方法でやっておるわけでございますが、パリティ価格につきましては、今年のパリティ指数の上昇率は対前年〇・八%アップでございます。二十五、二十六年の政府買入れ価格に六十年五月の農業パリティ指数を乗ずる、こういうことによりまして、小麦の場合でございます六十キログラム当たり八千八百二十三円、このように相なるわけでございます。

るわけでございます。価格にいたしました対前年七十一円のアップ、こういうことでございます。

この価格に先ほど申し上げました麦の生産振興のための調整額を加えて五十二年以降算定させていただきますいておるわけでございますが、この調整額の算定に当たりましては、昨年と同じような方式によりまして、前年産価格に繰り込みました調整額に麦の生産性の向上を反映させることとしたしまして、投下労働時間の年平均減少率の三分の一と収量の年平均上昇率を勘案させていただきます。調整額は、昨年は二千三百四十円でございますが、今年におきましては計算上二千二百二十四円に相なるわけでございます。

これを先ほど申し上げましたパリティ価格に算入いたしますと、前年の価格との間に四十五円の差がございまして価格が下がる、このようなことも相なるわけでございまして、麦作農家の生産意欲に配慮いたしまして、前年の価格と同額にするための補正額、これを四十五円といたしまして、先ほどの二千二百二十四円に四十五円の補正額を加えまして、今年の調整額といたしましては二千二百六十九円と、いずれも六十キログラムでございますが、算定させていただきます。麦作農家の生産意欲に配慮いたしまして、前年の価格といたしまして、パリティ価格との調整額を加えますと、小麦でございまして六十キログラム当たり一万一千九十二円、こういう価格に相なるわけでございまして、この価格は前年の価格と同額でございます。

なお、大麦、裸麦につきましても同じような手法によりまして算定させていただきます。昨年と同額の、大麦につきましては五十キログラム当たり八千三百六十六円、裸麦につきましては六十キログラム当たり一万一千四百四十一円、こういう数字で本日諮問させていただきます。次第でございます。

○新村(源)委員 生産奨励金、補正額、こういう非常にまやかしのものがこの中に入っているわけですね。この麦価の試算はパリティの上昇率によ

って掛けている、こういうことになっているわけですが、これは、生産資材その他が値上がりをしてくる、その分は当然価格でもって補償されなければならぬ。それを奨励金あるいは補正額ということで調整されてしまう。こういうことでは麦作農家が一生懸命努力したそういうものが全然農民の側にはね返っていかない。こういう点についてはどうお考えになっているのですか。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。最近の麦作の生産事情等見ますと、先ほど申し上げましたように作況による多少の変動はございますが単収は伸びておる、こういうことと、また単位当たりの投下労働力、労働時間につきましても相当の減少が見られるわけでございまして、こうした生産性の向上、また収益もよくなっておりますといった事情があるわけでございまして、私どもといたしましては国民的理解を得ながら適切な価格を算定する、こういう立場から昨年から同様の算定方式をとらせていただいた次第でございます。

○新村(源)委員 農林水産省はいつも農畜産物の価格を決定するときには生産性の向上ということをおっしゃるのです。生産性の向上部門だけ見れば、昭和四十四年から四十八年まで、そして四十九年からこの生産奨励金という措置がとられたわけですね。これを境にして最近、昨年までの直近の平均単収を比べると、確かに一八・八%、一八・八%の生産向上になっております。それと同時に、労働生産性の面を見てもいりますと実に三一・九%、投下労働力が約三分の一に減っております。

しかし、これに直接の関係があるいわゆる生産部門で見ますと、肥料費が二五・九%、これがさっき言ったいわゆる単位収量の生産性の向上になるわけですね。さらに労働力が三分の一に下がったということは、それだけ機械力、充実が実た、そのことによってこの農機具費の上昇率が実に二四・二%、こういうようになっているわけですね。

こういう数値から見ると、生産性の向上というのはほとんど直接投下される肥料代金に吸収されてしまふ、あるいは労働時間の短縮は農機具費によって吸収されていく、こういうことが今日農家経済を非常に苦しめている。一生懸命努力をして生産を上げてもらっては全部政策吸収されてしまふ。こういう中では一体農家の経済が、あるいは農業経済というのが成り立っていくとお考えになっておりますか。

○山田(岸)政府委員 お答え申し上げます。今先生四十四年から四十八年の生産費なり労働生産性なり、またそれを五十四年―五十八年の平均と比較して御指摘いただきましたが、御指摘のとおり第一次生産費につきまして二・三倍、また第二次生産費につきまして二・六倍というふうな上昇していることは私ども計算して認めておるわけでございます。

しかしながら、この間に先生も御指摘のように十アル当りの収量が二割増加しておるとか投下労働時間が七割減になっておる、こういう事実もございまして、生産性は向上しておるわけでございまして、またさらに政府買入れ価格についてはこの間に二・九倍というふうなことも相なっております。麦作の収益性は大幅に上昇しておりますし、十アル当りの所得で四・七倍、一時間当たりの所得で十三倍程度になっておるわけでございます。

こうした事情から、麦の政府買入れ価格と生産費とを比較してみますと、五十二年産以降第一次生産費で見ますと毎年、また第二次生産費につきましても、昨柄が悪かった五十六年、五十八年を除きましても平均生産費をカバーしておる、こういう実態にも相なっております。麦作の収益性をおおそカバールしておられますし、麦作の収益性の確保にたいえられる水準ではなからうか、このように考えている次第でございます。

○新村(源)委員 これはこの前発表された農業白書でも、今日の食糧というものはあらゆる面で行

き詰まってきた、ただ大豆と麦だけは作目転換の可能な作目である、こう言っているわけですね。

ところが北海道の場合は、今秋まき小麦が中心ですが、秋まき小麦をつくらうと思えばできるだけ早く収穫をするものをつくらなければいけません。そうすると非常に生産性の低い、いわゆる所得の低い作目をつくって、そうして輪作体系を守りながら一定の麦作を入れていく。前年非常に所得の低いそういう作目を多く取り入れているわけですね。そうすれば、今年年度だけのことでおっしゃれば食糧庁次長のおっしゃったような形になるかもしれない。しかし、そういうことをしなければ輪作を守っていけない。ですから、そのものの補てんをしなければならぬという意味があるわけですね。

そうすれば、今言ったようにわずか〇・八%くらい出てきたものを正常に価格に反映して、麦作農家の生産意欲というものをもっとも高め、必要があると思うのですが、そういう点についてはどうですか。

○山田(岸)政府委員 先生御指摘のように日本農業における麦作の重要性ということは私も十分認識をしております。六十五年見通しにおいて国内でできるだけ小麦の需要にこたえられるように、こういうことで計画もなされておまして、多少の伸び悩みもまたございすけれども、おおむね全体としては六十五年見通しの線上に沿って麦作も拡大されておるのではないかと、このように理解しております。今後とも価格政策のみならず生産政策等各般の施策によりまして麦作の振興には努めていかなければならぬ、このように考えております。

○新村(源)委員 大臣、先ほどから申し上げておりますように、本場に数少ない日本農業の行き詰まりの口になっておるわけですね。ですから、この点でもっともと伸ばしていく、生産意欲を持たせる、こういうことで、きょうの価格決定には少なくともパリティ上昇率の〇・八%

くらいはぜひ最終的に価格に上置きをしてもらいたい、こういうことを強く要望申し上げると同時に、麦作振興の諸施策についてはなお一層の努力をしていただきたい。

次に林野庁にお伺いをいたしますが、もう時間が非常に少なくなりましたので、問題点の指摘をし、今後の対策についてお伺いしたいのです。

昨年の十一月に私も北海道の帯広支局の中標津営林署と新得営林署の両地域を視察いたしました。

そこで第一の問題点は、非常に間伐がおくれているということ。それから、金をかけて植えたのに木がまきにもやしのようになっていく。ああいうような状態に放置しておくことは一体どこに原因があるのか。殊に中標津地域では、その周辺にある道有林あるいは町有林等は適正に枝打ちをやる、間伐をやる、こういうことで立派な森林をつくっている。国有林の方は今言ったようなもやしのような落葉松をつくっている。殊に、この点については新得営林署において非常に顯著にそういうものが出ておりました。

それから、これも新得営林署の管内で見てきたわけですが、五十六年に風害を受けた。そして寄りかかったり曲がったりしているものをいまだにそのままにしてある。一部手入れはしてありますが、けれども、もう四年も五年もたつてなおかつそのことの手入れがしてない。これは一体どうしたのか。この点についてもお答えをいただきたい。さらに次の問題は、最近天然林施策が行われております。しかし、この天然林施策の事業のあり方というのは、いわゆるできるだけ金をかけない、山はほっておけばいいんだ、こういう考え方で天然林施策に転換をしているところが数多くある。これは一体どういうことで安易な天然林施策に切りかえていっているのか、この点についてお伺いをしたい。

それと、次には、昨年あの調査時点で特に北海道営林局の管内で問題になったいわゆるダイオキシンの問題がありました。今は国有林は貴重な国民の水がめです。かつては農村でも井戸を掘っても十分な水が出てきた、あるいはきれいな飲料水が供給できた。今は河川の改修をやる、土地改良をやる、農業を散布する、こういうことで、やはり生活用水というのは国有林からもらわなければ、もう水を供給する場所がなくなってしまうわけですね。それに、これは中標津管内で見てきたわけですが、そういうところはいわゆる枯殺剤といいますが、そういうものを安易に、水流には関係がないからまいりたんだ、こういうことで毒性の甚だしい農薬をまいていくわけですね。私は、今の時点、国有林というのは、いわゆる水資源を涵養する場所においては絶対に汚染を許してはならない、一つ間違えば大変なことになる、そして日本の将来にとっても大変な問題を残す、こういうふうに考えるのですが、この四点についてひとつお答えをいただきたい。

○田中(恒)政府委員 最初に、間伐関係についてお答えいたします。最初、国有林の間伐に当たりましては、もちろん施策計画の指定に従って満度の実行を目的にしておるわけですが、御案内のように市況が非常に低迷状況にありますので、間伐材の販売がはかばかしくないというふうなこともありまして、なかなか一〇〇%の実行にまでは到達をいたしてございせん。全国的に見ますと九割ぐらいの実行になっておりますが、これは材積で見ただけでございまして、北海道の方の樹種の関係もありまして全国平均までいかないような情勢になっております。

特に先生ごらんだいただきました新得方面におきましては、五十六年以降でございまして、十五号台風の被害があの辺では大変出ましたので、その被害木の整理処分を全力を投入した、年々の伐採量も、その被害木の方に規制量といえますが計画量が食われましたために間伐がおくれたぐあいになったわけですが、この辺につきましても、事の性格からいいますと、この辺につきましても、やはりもう少し弾力的に調整すべきであつたと現在考えておる

ところでございます。

次に、天然林の施策関係でありますけれども、私もこれまで人工造林を経営の主体に置いて推進をまいりましたけれども、亜高山地帯でありますとかその他の立地条件におきましては、人力をもつてする限界よりは天然力の方が非常に有効に機能するという場合がやはり長い林木の育成期間にはあらわれてまいりまして、いろいろそういう過去に行いました経験を踏まえまして、天然力を充実すべきところにつきましてもやはり天然更新に切りかえてまいりたい。

ただ、これが、放置するということふうにとられまして、決してそうではないのでございまして、稚幼樹の足りないところにはそういうものを植え込むとか、あるいはほかの灌木、ササに覆われた場合には刈り払って出すとかあるいは除草剤を使用するとかによりまして、そういう天然更新の補助手段を使いながら立派な天然林に更新するよう天然更新作業を推進してまいりたい。特に北海道におきましては、天然力活用型の施策が非常に有効な場合が多いのではないかと考えております。

なお、その際、除草剤についてでございますけれども、更新の一番妨げとなっておりますのはやはりササの処理でありますので、これを根絶することは本当に至難のわざでございまして、これにつきましては塩素酸系の非常に安定したい除草剤でございますので、もちろんこの使い方につきましては、いろいろ水系を考へる、いろいろな社会的な施設をよく判断する等によりまして万全を期した散布方法をしなければならぬわけですが、現在七百五十万ヘクタールの国有林におきましても、除草剤を使用しております面積は大体二万ヘクタール程度でございまして、そういうふうに極めて慎重に対象林分を精査した上で使用してまいりたい。ダイオキシンにつきましては、これは2・4・5-T系統の除草剤でございますが、私も、使用しておるときには、このダイオキシンの含有ということについては全く知見がな

かつたということから使用しておったわけですが、内容につきましてもその使用を取りやめて、現在では使用をしておらないところでございます。

○新村(湯)委員 時間が参りましたが、最後に一つ。

今長官のお答えになったことについては、私も現地を調査したり、私どもの手元にある資料から見ますとなかなか納得しがたい、そういう点が数多くあります。したがって、この問題については後日に譲るわけで、最後に、苗畑の統廃合が積極的に行われるわけですね。やはり苗畑というのは適地適木ということで、そこに適した苗木をつくって、そして山を緑で覆っていく、こういうことでやっているとありますが、安易に苗畑をつぶしていく。もう一つ、苗畑をつぶしていくというのには、これは特に大臣にお伺いしたいわけですが、日本の現在の景気も、一皮むけばここ五、六年の間に五、六百万ぐらいの労働力が多くなつてくるといことが予測されているわけですね。この労働力をどういうように吸収していくかということは日本の経済の重要な問題だと思ふのです。そうすれば、国の機関がどんどんそういう事業所、雇用の場をみずから失っていくということ、これは将来に対して大きな問題を残すのじゃないかと思ふのですが、最後に大臣にそここの御答弁をいただきたい。

○田中(恒)政府委員 苗畑関係につきましては、最近の伐採量の減少いたしましたことによりまして、天然林施策を推進いたしましたことによりまして、大変過剰関係となつておるわけでございます。特に北海道におきましてそういう傾向が多いわけでございますが、そのために既存の苗畑をどうしても縮小しなければならぬことになつてございまして、それに当たりました。従事する関係職員、作業員の方々に對しましては、国有林内におきまして事業転換と申しますか、他事業への転換等につきまして十分配慮いたしまして、そのような摩擦の生じないよう慎重に配慮してまいりたいと思つております。

いと思つております。

○佐藤國務大臣 先生にお答えします。実は今の苗畑の問題、長官の答弁したとおりでございますが、基本的に木材が高過ぎるわけですね。そんなことで、実は今度木材総合対策も民有林を中心ということで国有林に手が出せなかつた、これは制度に問題があるということ。そんなことで、今先生の御指摘の点は私はよく理解できると思ふのです。実際、今度民有林をやりましたが、実は総合対策でも、率直に言いますと、八千円の杉が、コストを見ますと原木が三割、搬出等が七割。七割をどう減らすかということ、林道、作業道、それは間伐材にも影響する。そんなことで、今度でも約三割弱コストは下がります。今間伐材も非常に高いです。例えば、先生御存じのとおりですが、小学校の机その他でも八千円ぐらい。普通五千元に買えませんが、こんなものは、そんなことで、今先生の御指摘よくわかりますので、恐らく分収育林なども財源づくりの一つと、こんなことで鋭意その方向で努力している、こんなように御理解願いたいと思ふのでございます。

○新村(湯)委員 ちょっと時間が超過しましたが、以上で終わります。

○衛藤委員長代理 神田厚君。

○神田委員 質問の通告ではなかつたのでありますが、きょうの問題でありますので、麦作の方から先に大臣にちょっと御回答いただきたいと思ふのであります。

昭和六十年産麦の政府買入れ価格の問題であります。昭和六十年産麦の政府買入れ価格の引き上げ問題でございますが、麦の政府買入れ価格は、再生産が確保できる所得を補償するとともに、生産振興が図られるよう引き上げること、具体的にはいかなる形でいかなる要請がされているわけでありまして、この問題について基本的に大臣の方の考えをお示しをいただきたいと思ふ。

○佐藤國務大臣 神田先生にお答えいたします。本年産麦の政府買入れ価格につきましては、最近におきます国内産麦の生産事情等に配慮しながらその生産の振興を図るという考え方に基きまして、パリティ価格に、麦作の生産性の向上を勘案するとともに麦作に取り組む農家の意欲の影響にも配慮した調整額を加えて決定してはどうかということ、本日米価審議会にお諮りしたところでございます。

米価審議会の意見を十分お聞きするとともに、関係各方面との意見調整を経て適正に決定してまいりたいと思つております。

○神田委員 さらに、国内麦の優先利用体制の確立の問題であります。国内麦の優先利用を基本とする食糧制度の運営を図るとともに、政府買入れ麦の全量についての流通契約が円滑に進むよう必要な措置を講じてほしい、こういう要請がなされております。また、飼料用麦の買入れ価格基準並びに生産のあり方につきまして中長期的な基本施策を明確にしてほしいという要請がございまして、さらに、ビール大麦の計画的な生産、流通を確保するため適切な指導措置を講じてほしい、こういう問題が出ておりますが、この点につきまして御回答をいただきたいと思ふ。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

今、先生御指摘の団体の諸要請でございますが、国内産の麦の優先利用につきましては、従来から私もそのように対応しております。今後ともこうした点につきましては国内産のものをまず優先的に充てまして、不足するものを輸入する、こういうことで対処してまいりたい、このように考えております。

そのほか、生産振興ならまた流通対策なり、こうした問題につきましても、やはり麦作の振興は、生産対策、流通対策、こうした各般にわたる対策を講じながら振興していかなければならない、このように考えております。関係局等がまいりましてこうした問題に今後とも取り組んでまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○神田委員 次に、米価の問題であります。農業団体から本年度の米価の要求がなされております。一万九千三百八円、前年度比四・九五%の引き上げを求めておりますが、この問題につきましても農林水産大臣はどのように考えておりますか。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたしますが、農業団体の本年産の要求米価一万九千三百八円、四・九五%アップは、昨年五月にまとめた米価米価審議会の米価算定に関する報告の大枠を踏まえて算定されたものであると考えております。

その御努力と御熱意には非常に敬意を表しますが、いづれにしても、具体的な水準や内容についてはこれから十分検討してまいりたいと思つております。

○神田委員 私どもは昨日、農林水産大臣に昭和六十年産生産者米価及び稲作経営に関する申し入れを行ったわけでありまして、その席上におきまして農林水産大臣は、生産農家の意欲をそぐような米価の決定はしたくない、こういうふうなことがあつたわけでありまして、その辺の考え方を少し御説明をいただきたいと思ふ。

○佐藤國務大臣 お答えします。

食糧法に基づきまして、再生産を旨として、米価審議会の意見を聞きまして慎重に決定したい。その場合に、いろいろなことが言われておりますが、私は、基本としてはやはり農家の方たちの生産意欲をそぐようなお米の価格は決めたくない。そのときにも申し上げましたが、今度は三つの問題点ありますが、その一つはお米の価格の問題、もう一つは良質米奨励金、もう一つは他用途利用米、そういう形の中で、やはり肥料、機械等、総合的に配慮すべきじゃないか、こういう御意見を申し上げたいと思ふ。

○神田委員 そういうことになりましたら、少なくとも前年度に比べて米価を引き下げるといふようなことは、これはとにかく避けるという原則は考え方の中にあるわけでありまして、

○佐藤國務大臣 これは、実は昨年と同じような生産費所得補償方式をとれば下がるという話もござい

ございますが、私は、そういう点につきましては、先ほど言いましたように、食糧法の規定に基づきまして、再生産を旨として、それからいろいろな物価等の情勢を踏まえながら、米価審議会の意見を聞きまして慎重に決めたい、適正に決めたい、このように考えております。

○神田委員 農家の生産意欲をそぎたくないという気持ちの中では、少なくとも昨年の決定米価に比べて少しでもやはり引き上げが図られなければならない、大体普通の常識で、言葉の問題からいえばそういうことになるわけですが、その点はどうかでありますか。

○佐藤国務大臣 お答えします。

さっきも言っているとおりでございますが、米価審議会の意見を聞きまして適正に決定したい、このように考えております。

○神田委員 それでは、算定基礎の問題でありまして、今年度の米価の算定基礎につきましてどういうふうにお考えでありますか。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

生産者米価の算定につきましては、一昨年の十月から昨年の五月にかけまして米価の算定に関する米価審議会小委員会におきまして検討が行われ、当面三年間程度は生産費及び所得補償方式を維持するという考え方に立ってその安定的な運用を図っていくことが適当であるという内容の報告が出されておるわけでございまして、本年産の米価につきましては、昨年と同様にこの報告の趣旨を踏まえまして算定に当たりたいと私も考えておる次第でございますが、算定の要素のとり方等具体的な運用につきましては現在検討中でございまして、ひとつ御了解いただきたいと思っております。

○神田委員 算定の基礎のとり方によりまして非常に米価が左右されるのが例年の例であります。昨年は非常に豊作であったということで、いろいろそういう意味ではまた米価決定に對しまして多少問題が残しているわけですが、そういうことにおきまして、算定基礎を適切に要素と

して取り上げていたで、少なくとも米価が引き下がるような算定の要素のとり方はやめてもらいたい。

ですから、問題は、単収などを一つ入れているわけですが、これは場合は、それじやもし凶作の場合はどうするのかということもありませんから、単収などのとり方というの非常に問題があるというふうにも私は思っております。先ほど機械とか肥料とかの問題について大臣の方からお話があったわけでありまして、そういうところを十二分に見ていただきまして、そしてこの算定要素のとり方について慎重にこれを取り扱っていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○山田(岸)政府委員 先ほど私がお答えいたしましたように、本年産の米価につきましては、昨年と同様に米価審議会小委員会の報告で取りまとめられておるその趣旨を踏まえまして算定してまいりたい、このように思っているわけでございまして、算定要素のとり方等につきましては、まだ具体的な運用の仕方について結論を得ないわけではございますが、そうした問題につきましては極力適正に算定すべきものであろう、このように考えております。

○神田委員 良質米奨励金の問題でありまして、この現行水準を確保してほしいという要請であります。この問題についてはどういうふうにお考えでありますか。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

良質米の奨励金は、単収が低く、かかり増し経費がかかるといった良質米の生産に伴う不利益を補てんすることによりまして良質米の供給増大を図るために、五十一年産から創設されましたことは御案内のとおりでございます。

その後、五十二年、五十三年と単収を増額しましたが、五十三、五十四年産の豊作もございまして良質米の供給量が急増いたしましたことから、五十三、五十四年産では相当大幅な値引きの販売をせざるを得ない、こういうふうな状況が生じた

という経緯がございます。そうした状況を踏まえまして、五十五年産におきましては良質米奨励金に縮減を伴う見直しを行いましたし、その後、四年連続の不作を背景に良質米の自主流通米に対する需要が強まりまして価格が堅調に推移したことから、生産者の手取り額は相当増加してきているような実情でございます。

そこで、五十九年産米について見ますと、一転いたしまして豊作になったことによりまして、良質米の出回り量が増大する一方で、かつ政府米の品質も向上していたこと等から、自主流通米をめぐる環境も大きく変化したような情勢になっておりますし、五十三、五十四年産のような価格を引き下げるところまでは現在いっておりませんけれども、相当な幅で下がり、販売業者等におきましても売りにくい状態になっておるような次第でございます。

こうした流通の実態等を踏まえまして、良質米の奨励金についてその具体的なあり方を検討しておりますけれども、消費者の強い良質米志向を考慮いたしますと、良質米生産の奨励が今後とも必要である、こういった考え方は変わっておりません。また、単に財政からのみその縮減を図るということを考えているわけではございませんが、良質米奨励金を適正な水準にしないと、五十三年産なり五十四年産のように、財政負担をしたのに生産者手取りが下がる、こういったことになるのではないかとこの観点から、現在種々の検討をしておるところでございます。

○神田委員 米の消費拡大からいいますと良質米生産は欠かすことができないわけでありまして、そういう意味では良質米奨励金の現行水準をぜひとも確保してほしい、こういうふうな要請をしたいと思っております。

さらに、昨年の米価決定に当たりまして、この良質米問題について何か大蔵省等との間で文書等の取り交わしがあったというふうなことを聞いておりますが、その辺はどうかでありますか。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

大蔵省との間で取り交わしというふうなことは私どもも関知しておりません。

自民党の方におきまして、本年の良質米奨励金は現行どおりとするが、自主流通米制度の健全な発展を図る立場を堅持しつつ、来年度においてその流通実態等を踏まえ、その縮減合理化につき検討を行う、一応こういった合意がなされておるというところは存じております。

○神田委員 したがって、そういう問題があるわけではあります。縮減合理化についての検討ということであったようでありまして、これは別にそういうことで決まっているわけでもないわけです、そういう意味ではやはり現行確保という基本線をこの際守ってもらいたい、私はこういうふうにして思っておりますが、農林大臣どうでありますか。

○佐藤国務大臣 神田先生にお答えします。

おっしゃることもよく理解できるわけですが、やはり現在の自主流通米制度の健全な発展を図るという基本的立場に立ちつつ、流通実態等を踏まえ、その縮減合理化につき検討を行っているというところでございます。

○神田委員 強くこの現行確保を要求をいたしておきたいと思っております。

続いて、市場開放問題であります。アクションプログラムの策定の進捗状況はどうなっておりますか。

○後藤(憲)政府委員 お答えを申し上げます。

行動計画の策定につきましては、四月の二十二日に設置されました省内外の策定委員会におきまして鋭意検討を行っているところでございます。

もう既に御案内のとおり、我が国の農林水産業が五〇％余りというふうなところに低迷をいたしております。生産調整が実施されるというふうな大変厳しい状況にございます。また、農林水産関係者は、果次の市場開放対策なりあるいは昨年の対米交渉というふうなことで、こういった市場アクセスの改善なり市場開放の問題については非

常に厳しい関心の目を注いでいるところでございます。

そういつた中で、私も我が国の置かれております国際的な立場あるいは諸外国との友好関係というものと国内農林水産業を守るといふ観点との調整にいろいろ苦慮いたしておるところでございますが、現段階におきましては、まだ具体的な内容等をお示しできる段階には至っておりません。今月の末には個別関税の引き下げの問題、あるいはまた七月には行動計画の骨格の策定を行うというところで期限が決まっておりますので、農林水産省としても非常に厳しい立場にございますけれども、何らかの結論を出すべく鋭意検討を行っているところでございます。

○神田委員 報道されるところによりますと、一律関税二〇％引き下げというような問題が出てくるようではありますが、この辺の問題についてはどういうふうになっておりますか。

○後藤(農)政府委員 関税の問題あるいはまたアクションプログラムの内容といった問題につきましても検討を求められておるわけでございますが、何分にも新しく出てきた問題でございますので、まだそれについてどう対応するかというふうなことについて申し上げられる段階にはございません。

しかし、農林水産物と申しますのは、個々の産品によって事情も異なりますし、いろいろ価格政策との関連もございますので、やはり農業の特殊性というものを踏まえてこの問題には対応していかなければいけない、こういうふうに思っております。

○神田委員 最後には大臣にお伺いしますが、諸外国の市場開放要求に対しまして農林水産省の基本的な考え方はどうなのか。聖域としない、聖域は設けないというようなことがありますが、農林関係者からは農林水産物については例外として認めてほしいという強い要請があります。その辺のことも含めて御答弁をいただきたいと思っております。

○佐藤国務大臣 先生にお答えします。

私いつも申しておることでございますが、農業というのは生命産業として非常に大切である、また大変な公益的機能を持っておる。そういう形の中で、地域社会におきましても、就業の機会等を通じて地域経済社会の健全な発展を図るのに非常に大切なものであります。まあ聖域でないというところについてはいろいろ意見があるわけですが、アクションプログラムをつくる場合におきましての基準の中には、例えば国民生活の維持とか環境保全とかいろいろな基準がございます。それに農業が一つあるいは複数がかわる。気持ちの上におきましては原則例外、これは非常に重要である、こんな認識のもとに今対処しておるわけです。

そんなことで、基本的な態度をとりながら、我が国の置かれた立場を認識しながら、我が国の農業を守りその健全な発展を図るということと友好国との関係に配慮しながら慎重に対処いたしたい、このように考えておるわけでございます。

○神田委員 終わります。

○後藤(農)政府委員 中林佳子君。

○中林委員 まず初めに、私は、政府が本日の米価審議会に対して六十年産の生産者米価について据え置き諮問をされましたことに強い抗議の意を表明しておきます。諮問どおり決定されれば米価はこれで四年連続の据え置きとなつて、この間の物価上昇率とか生産資材等の値上がり分を考え合わせると実質値下げになってしまします。これは重要な転作作物であります麦の再生産意欲を一層減退させることは明白です。しかも重要なことは、この麦価据え置きに続いて予想されております生産者米価の据え置きへ連動されようとしてゐる、これは非常に重要な点だと思ひます。

既に昨年九月に発表されました日米諮問委員会報告書では、我が国の米や麦などの穀物価格が高いことを挙げて、日本が米麦などの穀物生産から撤退することを要求していることは、予算委員会を初めこの委員会でも既に指摘してきたところで

ございます。こうしたアメリカの要求だとか財界の圧力に屈して、臨調行革路線に基づく価格の抑制を強行していくならば、自給率の低下をもたらし、ひいては我が国の農業そのものの崩壊につながることもこれはたゞの自明であります。

農水大臣としては、麦価の据え置き諮問を撤回されて、我が国農業を発展させるという立場から引き上げをすべきではないかと思うわけですが、いかでかでしょうか。

○佐藤国務大臣 中林先生にお答えいたします。本年産麦の政府買入れ価格につきましては、最近におきます国内産麦の生産事情等に配慮しつつ、その生産の振興を図るといふ考えに基づきまして、パリティ価格に、麦作の生産性の向上を勘案するとともに麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮した調整額を加えて決定してはどうかというところを本日の米価審議会にお諮りしたところでございます。米価審議会の意見を十分お聞きするとともに、関係各方面との意見調整を経て適正に決定してまいりたい、こう考えております。

○中林委員 諮問そのものが据え置き諮問でございますから、今の状況を考へてみて、決定も据え置きになつていくのではないかと予測が立つわけなんです。大臣が本日に農家の人たちの声を聞いていらっしゃるならば、こういった諮問もできないはずですし、麦価決定に当たっては当然引き上げの決定をなさると期待をしたいわけですが、けれども、とても期待できないので、抗議を強くしておきます。

引き続き米価の問題で上げられども、これも据え置きの話とかむしろ引き下げにすべきだといふような世論といひますか、一部の声も出てきてゐるわけなんです。これなども生産者あるいは国民の農業に対する気持ちからしても遠く離れたものだと言わざるを得ないので、麦価及び米価の引き下げ並びに据え置きについては断固反対の意を表明しておきたいと思ひます。

開放問題についての質問に入りたいと思ひます。農水省は去る十三日に総額二千億円の林業救済対策、森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画案を発表されたわけですが、一部の報道によりますと、この計画案について大蔵省との折衝が難航するのではないかと云ふに言われてゐるわけなんです。

そこでまず、この計画案はあくまでも別枠として大蔵省へ要求するものであると私は思うわけですが、大蔵省の承認を取りつけられる見通しがあるのかどうか、自信があるのかどうかというところをお伺いしたいと思ひます。さらに、農水省としては、計画案が額面どおり実施されるならば合板など木材製品の関税引き下げにどの程度まで応じていくつもりになっているのかということをお伺いいたします。

○佐藤国務大臣 お答えします。この財源約二千億、国費八百五十億、融資枠千百六十億につきましては、今までの経緯から見まして私は別枠と理解しております。いずれにしても、私の方の計画案の別枠につきましても、財務当局と十分協議することが大切と思つております。

それからもう一つ、合板等の対策でございますが、林野庁長官が後からお答えするかと思いますけれども、業界の意見を聞きながら、日本の合板工業の体質を強くいたし、そして十分やっていくように考えたい。また木材等につきましても、これは民有林でございますが、基本的な生産原価というものを考えました。例えば杉など一本八千円のもののが約三割弱下がる。これは、原価を見ますと、原木が三割で搬出等の費用が七割だ。そうしますと、搬出等の費用を安くすると当然コストが安くなる、そんなことでございまして、この対策をやればかなりの効果がある、このように考えてゐるわけでございます。

○田中(恒)政府委員 関税につきましても、ただいまの活性化対策を財政当局との折衝の後に順次具体化をし、その施策の実施状況を見ながら関税

について検討することとございまして、現時点でその幅などを決めておるものではございません。

○中林委員 私は、多分林野庁としては一定の関税引き下げの目安を持って立てられた二十億円の救済対策ではないかと考えざるを得ないわけですね。

といひますのは、そもそもこういう対策を立てなければならぬのは関税引き下げというのが前提にあるわけですね。ですから、どの程度の関税引き下げに対して国内林業全体がそれに対抗できいくのか、そのためには今どういう対策が必要かというところからお考えになつて、この二十億円の予算を一応お立てになつたのだというふうに思ふわけなんです。ですから、やってみなければどの程度それに応じていくかわからないなどというふうなことは極めて無責任な計算ではないかというふうに思ひます。五十年で二十億円の救済がどういふ試算に基づいて必要なのかというのを当然お立てになつておられるのですけれども、それではこの二十億円の総額になつたその根拠、これは一体どこにあるわけですか。

○田中(恒)政府委員 国費につきましては八百五十億、利子補給等を行います融資枠につきまして千六百十億の計画を持っていますわけでございますが、その中身は、まずは木材需要の拡大関係、二番目に木材産業の体質強化、三番目に間伐、保育等の施策による森林・林業の活性化にあるわけでございます。

先生のお話にもございましたが、関税の下げ幅と施策の対応との間に定量的な関係を見通すというところは極めて至難なわざでございます。まずは関税引き下げによりまして大量の輸入に備へまして国内の関係産業の体質を徐々に強化していき、それを五十年間にわたりまして強化してまいりたいということで積み上げたのが二十億円でございまして。

○中林委員 この対策案について、私も資料を見させていただいて、こんな資料しかないのかと思つてびっくりしたわけですね。大変ずさんと言へばずさん、これ以上細かい話は立てられないのかなという感じがしたわけですね。でも、それも大変ですけれども、たった二十億円の程度で本当に市場開放に大刀打ちできるのかどうか。国内林業の体質強化が本当に図られるのかどうかということを非常に疑問に思ふわけですね。

しかも、先ほどの御答弁もありましたけれども、融資分を除けば国費はわずか八百五十億円にすぎないわけですね。一時は五千億円だとか三千億円ということも言われていたわけですね。実質八百五十億円の対策で、しかもこれが五年分だというわけですね。一年に平均すれば総額で四百億円、国費分だけで百七十億円ということ、国内林業予算の五割にも達しないという非常に少ない額なわけですね。

かつて、昭和四十六年から四十七年、二年がかりで、日米繊維交渉の際に、繊維業界への救済対策として当時二十億円の対策がなされた。この経緯と比べましても、今回の林業対策は、当時よりも随分貨幣価値も変わつていっているわけですね。当時、二年間で二十億円という対策がなされたとの比較から考えても、これは非常に粗末過ぎるというふうに思ふわけですね。しかも先ほどは、これは別枠で財政当局とも折衝するのだとおっしゃいましたけれども、大蔵省はなかなかスムーズにこれを認めないであろう、こういうふうに言われているわけですから、全くお話にならないと思ふわけですね。

もともと我が国の林業については、もう数年来、構造的な林業不況に襲われて山林も荒廃している、こういう状況に追い込んできたわけですね。これはまさに政府自身が、国有林事業に見られますように山から撤退をしていくということなども大きな責任だというふうに思ふわけですね。ですから私も、関税引き下げ前ありきでこういう対策を立てるのではなくて、林業そのものに国が本来ならばもっと力を入れるべきであつたというふうに思ふわけですね。それにしても、関税引き

下げを前提にした、五年間でわずか二十億円ということでは、これはとても立ち直りできないというふうに思ふわけですね。でも、大臣は、この対策で瀕死の我が国の林業が本当に活性化し、よみがえると自信をお持ちなのではないでしょうか。

○佐藤國務大臣 お答えしますが、例えば今、二十億につきましてわずかな金とおっしゃいます。が、この厳しい財政再建の中で、予算の中では大変な金だと思つております。そんなことで、合板工場と製材工場につきましては十分対処できます。

それから民有林につきましては、実は今度の場合、基本的に緊急に百九十万ヘクタール間伐等をやらなければならぬのを、毎年二十五万ヘクタールしかできていません。これを年間十三万ヘクタール、五年で約六十五万ヘクタール追加ということとございまして、これができれば、やはりかなり民有林の活性化が図り得る、このように考えているわけとございまして。

○中林委員 委員長にまず抗議をいたしますけれども、委員がこういうふうに非常に出席していないような状況で委員会を進行されること自体にまず抗議をしておきます。

続いて、合板の関税引き下げ要求が、もともとアメリカの対日貿易赤字解消要求を背景に出されたものであるわけですね。アメリカとの関係で合板の関税をゼロにしたところで、対日赤字全体のうち大体何割ぐらい、今度言われている合板関係の引き下げによって赤字解消に役立つのかどうか、どの程度を見込んでおられるのかお聞きします。

○田中(恒)政府委員 関税を引き下げたいとしますと、輸入合板の競争力は確かに強まると考えられますが、どのような状態になつてくるかと申しますと、やはり国内需要の動向でありますとか為替レートの問題等もございまして、量的に輸入量がどれほどになつてくるか、さらに、それが対日貿易赤字にどのくらい貢献するかということ量を量的に見通すということは、これは極めて困難ではないかと考えております。

○中林委員 お答えになれないというのも非常におかしい話だと思ふのですけれども、私が試算をしまして、五十九年度でアメリカの対日貿易赤字が三百六十七億九千六百万ドル、我が国の輸入合板額が五十九年度で二千七百百万ドル、そのうち針葉樹合板が六百二十百万ドル、これが主にアメリカなんです。それで広葉樹が二千百万ドル、これは東南アジアになるわけですね。東南アジアも含めて、対日貿易赤字に占める五十九年度の輸入合板の割合は単純に計算して何と〇・〇七%。ですから、仮に関税引き下げによってゼロということになつたとしても、そんなに輸入がばつと入るといふ見込みはないと私は思ふのです。ですから、そういう意味ではわずかコンマ以下というふうな対日貿易赤字の解消にしか役に立たない。日本の業界には大変な影響を与える、林業そのものに対しては大きな影響を与える関税引き下げによって、対日貿易赤字の解消に役に立つのだという宣伝が、これではまさにベテンだということとをこの数字は物語っているということを言っておきます。

引き続き、関税引き下げ問題では、第二の合板と言われております農産物品目に、いわゆる東南アジア、特にタイからの骨なし鶏肉が挙げられているわけですね。今月の二十五日に対外経済政策推進本部会議でこの骨なし鶏肉の関税を引き下げる方向が既に伝えられているわけですね。農水省としてはどのくらいの引き下げを検討なさっているのか。そして、それによって我が国の鶏肉生産にどんな影響が出ると分析されているのか。二十五日までというところと一週間もないという状況の中で大臣が推進本部会議に臨まれると思うわけですね。でも、この骨なし鶏肉についてはどういふ態度で臨まれるお気持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野明政府委員 お答えいたします。鶏肉の問題につきましては、最近需給が過剰基調で推移しておりますし、鶏肉の卸売価格も長期

ないかと考えております。

○中林委員 お答えになれないというのも非常におかしい話だと思ふのですけれども、私が試算をしまして、五十九年度でアメリカの対日貿易赤字が三百六十七億九千六百万ドル、我が国の輸入合板額が五十九年度で二千七百百万ドル、そのうち針葉樹合板が六百二十百万ドル、これが主にアメリカなんです。それで広葉樹が二千百万ドル、これは東南アジアになるわけですね。東南アジアも含めて、対日貿易赤字に占める五十九年度の輸入合板の割合は単純に計算して何と〇・〇七%。ですから、仮に関税引き下げによってゼロということになつたとしても、そんなに輸入がばつと入るといふ見込みはないと私は思ふのです。ですから、そういう意味ではわずかコンマ以下というふうな対日貿易赤字の解消にしか役に立たない。日本の業界には大変な影響を与える、林業そのものに対しては大きな影響を与える関税引き下げによって、対日貿易赤字の解消に役に立つのだという宣伝が、これではまさにベテンだということとをこの数字は物語っているということを言っておきます。

にわたって低迷しておるわけでございます。また、国内でも計画生産に努力中であるという大変厳しい状況に置かれておるわけでございます。こういったように鶏肉産業は大変困難な状況に置かれておりますが、まだ具体的に今検討中でございますので、ただいまお話しのような点については目下検討中ということでございますが、いずれにしても慎重に対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

○佐藤農務大臣 お答えします。

私の対外経済摩擦に対する態度は、いつも申し上げておるようなことでございますが、基本的に我が国の立場を認識し、我が国農業を守り、健全な発展を図るということと、友好国との関係をどう配慮するかということで慎重に対処する予定でございます。

骨なし鶏肉につきましては、局長が答弁したと思いますが、現在策定委員会検討中でございます。そんなことで、現在検討中ということで、一週間と言いますが、まだ一週間でございます。現在検討中ということでございます。

○中林委員 いつもこの問題では検討中検討中というところで、国内的に状況を見れば非常に厳しいという二つの話しか出てなくて、先般のこの委員会でも我が党の津川議員が、農家にとってみたら、ぎりぎりまで隠しておいて、結局関税引き下げがなされて大変な打撃を受ける、こういう状況だということを指摘していただけたわけですけれども、一週間前、正確には六日ぐらいだと思えますけれども、まだ検討中というふうな状況ではない、本日は計画はきちっと持っていられしやるのではないかと、もう決めていることだというふうな新聞報道もあるわけですから、本日に今の日本の鶏肉生産を支えている農家あるいはそこで働く労働者のことを考えれば、とてもこれは受け入れがたい中身だというふうに思えますので、ぜひこの引き下げ要求には応じられないよう要望しておきます。

続いて、市場開放問題に関連して、牛肉、オレ

ンジの問題についてもちょっと伺っておきたいと思うわけですが、先般のこの委員会でもアメリカのオルマー商務次官の辞任に当たっての話、つまり期限内でも牛肉、オレンジの輸入枠拡大の交渉に入るべきだ、こういう発言はまだ正式には聞いていないという御答弁であったわけですが、これも、この種の発表はただでさえ輸入攻勢であっている国内の牛肉農家にとつては大変な打撃を伴はしているわけですね。先行きが不安で、国内の和牛生産にはもうずっと深刻な影響が現在もなお続いております。優良和牛の産地であります私の地元の島根県でも、昨年の牛肉交渉がまとまるまでの間に、既に先行きが不安で、肉用子牛価格が大暴落している。五十八年には三十万から四十万円の肉質経費がかかった子牛の出荷が二十万そこそこという事態にまで追い込まれたわけですから、こういう輸入攻勢がさらに出てくるのではないかと、こういう不安の中で、県下では基準価格に達しない月が連続二十九カ月も続いているという状況です。

大臣、農家は何か安心できるかといえ、まず一九八七年度末までのいわば期限内の再交渉には絶対に応じないという言明をされるべきだと思っております。そうすれば農家にとつても非常に安心だということになります。それから、期限が来た、それなら期限後はまた交渉に応じられるのではないかと不安がいつもつきまとうわけですね。一九八七年以降もそういうことには応じてはくれないというのが農家の方々の強い要望でございます。それで、それについてもぜひ農家の実態を把握して、期限が過ぎても再交渉に応じない旨を言っていただけならば農家は安心すると思うので、すけれども、いかがでしょうか。

○佐藤農務大臣 お答えいたします。日米間の牛肉、かんきつ問題については昨年四月に決着を見、現在平穩裏に合意を実施中でございます。

日米農産物問題に關してオルマー次官等の発言、これも私は新聞で見ましたけれども、ブロッ

ク農務長官は四月十八日の松永大使との会談の場で、牛肉、かんきつの交渉の終着後は平穩な状況であるとして見ている旨述べられており、米國農業団体も今のところ比較的平穩でございます。合意期間である一九八七年度末までの間については、合意が誠実に履行されていけば問題は生じないと考えております。

○中林委員

ぜひそれは守っていただきたいと思っております。大臣、御用のようでございますし、質問の持ち時間も終わりましたので、最後に一点だけ指摘をしておきたいと思うわけですが、合板にしろ鶏肉にしろ、その関税引き下げが我が国の農林業にははかり知れない打撃を与えることはもう必至ですね。しかも、これらの関税引き下げがいわゆる貿易摩擦の解消策として提起されているにもかかわらず、例えば関税をゼロにしたところで、アメリカの、東南アジアとの貿易摩擦解消には焼け石に水だというように私は計算上も見られてい

ると思っております。牛肉の輸入枠拡大についてもそれは同様だと思っております。

貿易摩擦を解消するには、それをもたらしただけに直接メスを入れること、すなわちアメリカに

ついては軍拡による大変なドル高、それから自動車産業に見られる我が国の大企業の高賃金や長時間労働を背景とした輸出攻勢を改めさせること。

東南アジアについては、電気機械メーカーや商社によるなりふり構わずの進出や、現地合併会社による対日輸出制限などをやめさせること、こういうことをやらなければ、貿易摩擦解消には効果が上がらないというふうに思っています。それでいて、我が国の農業には重大な被害をもたらすような農産物の関税引き下げにしろ寄せるやり方、これはまさに本末転倒だということを最後に指摘いたします。私の質問を終わらせていただきます。

○衛藤委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後四時四十分開議

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤農務大臣 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、他の公的年金制度の改正と同様、農林漁業団体職員共済組合制度についても所要の改正を行おうとするものであります。

また、本制度は、公的年金制度としての性格を有するとともに、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための農林漁業団体職員の相互扶助事業の一環としての性格をも有しているため、今回の改正に当たっても、この面からの配慮を行って

いるところでございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合制度に基づく給付につきましては、原則として基礎年金に上乗せして支給する給与比例年金とすることといたしております。

第二に、本制度により支給する年金の額につきましては、厚生年金相当部分の年金額に職域年金

相当部分の年金額を加えたものをもって年金額とする」といたしております。

第三に、既裁定年金者の年金額につきましては、いわゆる通算年金方式により算定した額に改定することとし、新規裁定年金との水準上の均衡を図ることとしております。なお、これにより現在受けている年金額が減額することがないよう、従前の年金額はこれを保障することといたしております。

第四に、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用につきましては、使用者である農林漁業団体と組合員との折半負担とすることといたしております。また、国庫補助につきましては、公的年金制度共通の措置として、基礎年金に要する費用に一元化することとし、原則として組合が納付する基礎年金拠出金の三分の一を補助することといたしております。

第五に、本制度による年金の額につきましては、厚生年金等と同様、消費者物価による自動スライド制に改めることといたしております。

第六に、農林漁業団体職員共済組合の組合員等につきましては、基礎年金制度を適用するための所要の法的措置を講ずることといたしております。

最後に、今回の制度改正の施行期日につきましては、昭和六十一年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○今井委員長 次に、補足説明を聴取いたします。後藤経済局長。

○後藤経済局長 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一は、給付の内容についてであります。

農林漁業団体職員共済組合の給付の種類としては、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等といたしており、それぞれ、基礎年金の上乗せとして、厚生年金相当部分に職域年金相当部分を加えたものとして設計いたしております。

このうち、厚生年金相当部分につきましては、公的年金としての性格を有する部分でありますので、その算定の基礎となる基礎給与を全期間の平均標準給与月額とするほか、その他の年金額の算定方式につきましても厚生年金と同様のものとするとともに、年金額算定上の給付乗率については、二十年の経過期間を設けて段階的に減減するなど、厚生年金と給付の水準、内容等について均衡のとれたものとしております。

また、職域年金相当部分につきましては、農林漁業団体の職域における独自の給付としての性格にかんがみ、費用の負担能力等を参照してその水準を厚生年金相当部分の二割相当といたしております。

第二は、各年金給付の個別の改正についてであります。

退職共済年金につきましては、厚生年金に合わせ、新たに配偶者等に対する加給年金制度及び低所得者に対する在職老齢年金の制度を設けることといたしております。

なお、支給開始年齢につきましては、従来の経過措置を短縮し、昭和七十年から六十歳となるようにいたしております。

また、障害共済年金につきましては、事後重症の制限期間を撤廃することとし、遺族共済年金につきましても、給付率を退職共済年金の四分の三相当額に引き上げるとともに、四十歳以上の中高齢の妻等についての加算制度を設け、給付の重点化を図ることといたしております。

第三は、複数の年金を受給することとなる場合の併給調整等についてであります。

すなわち、本制度において、一人の受給権者が

複数の年金を受給できる場合には、その者の選択する一つの年金を支給することといたしております。さらに、この措置は他の公的年金制度との間にも適用することとし、相互に併給の調整を行うことにより、年金給付の面での合理化を図ることといたしております。

また、本制度の年金の受給権者が他の公的被用者年金の被保険者等となった場合には、その者の給与所得の高低に応じ、年金額に一定の割合を乗じた金額を支給停止することとし、現役組合員との所得の均衡を図ることといたしております。

第四は、既裁定年金の取り扱いについてであります。

今回の改正案では、年金額の計算方式を原則として厚生年金と同様の方式に改めるとともに、年金額算定上の給付乗率についても段階的に減減させる等、大幅な制度改正を行うこととしております。

その中で、既裁定年金につきましても、改正後の年金の算定方式に類似している、いわゆる通算年金方式により算定した額に改定することとし、新規裁定年金との水準上の均衡を図ることといたしております。なお、これにより現在受けている年金額が減額することがないよう、従前の年金額はこれを保障することといたしております。

第五は、費用負担についてであります。

本制度の給付に要する費用は、農林漁業団体と組合員との折半負担とすることといたしております。

また、国庫補助につきましては、組合が納付する基礎年金拠出金の三分の一のほか、基礎年金制度の適用とならない昭和三十六年四月一日前の期間に係る給付につきましては、従来どおりの国庫補助を行うことといたしております。

第六は、年金額の改定方式についてであります。

本制度による年金の額につきましては、従来は国家公務員の給与の変動に準じ年金額の改定の措置を講じてきたところでありますが、これを、厚生年金等と同様、消費者物価による自動スライド制に改めることといたしております。

第七は、農林漁業団体職員共済組合の組合員及びその被扶養配偶者に対する基礎年金制度の適用についてであります。

これにつきましては、この法律により国民年金法等を改正し、所要の法的措置を講ずることといたしております。

このほか、所要の規定の整備を図ることといたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○今井委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○今井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。衛藤征士郎君。

○衛藤委員 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま提案されました農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案について、政府に対し質疑をいたします。

我が国社会は、近年、諸外国にも例を見ないスピードで高齢化社会へ移行しつつあります。このことは、すなわち、現役で働いている人々が支えるお年寄りの世代の方々が急速に増加していることを示しておるのであります。逆に言いますと、社会全体として、一人のお年寄りを従来は何人もの若い人たちが扶養してきたわけですが、今後は一人のお年寄りを扶養するのにほんの数人の現役で支えなければならなくなってしまうことを意味していると思えます。

かつては、このような扶養関係につきまして、親子、兄弟といったように家族や親類でお年寄りを扶養するという私的扶養が可能だったわけでありましたが、核家族化が進行している今日、このような私的扶養にすべてをゆだねることは困難であります。このようなことを考慮の上、社会全体として現役世代と高齢世代の助け合いを行う仕組みである公的年金制度の持つ意味は、本格的な

高齢化社会の到来を控えた今日、ますます重要となつてきております。

そして、このような重要な役割を果たす公的年金制度が真に国民の信頼を得るためには、これが長期にわたって安定的に運営されなければならないことは論をまたないものでありまして、このためには現役世代と年金受給者世代との所得の均衡、給付と負担の均衡、その適正化を図ることは避けられないところであります。

今回、このような観点から、我が国の今後における人口構造や社会構造の変化に適切に対応できる公的年金制度を確立することを目的として一連の公的年金制度の改革が進められ、既に今国会におきまして、いわゆる全国民共通の基礎年金の導入等を主眼といたしまして国民年金、厚生年金等の制度改正が成立したわけであります。今回提案されました農林漁業団体職員共済組合制度、いわゆる農林年金制度の改正につきましても、以上のようないずれの公的年金制度の改革の一環として、他の公務員、私立学校教職員等の共済組合制度とともに実施するものと承知いたしております。

もちろん、農林年金制度につきましても、単に公的年金制度の一翼を担うのみならず、昭和三十四年に創設以来、多数の農林漁業団体の役員の方々の相互扶助事業として、このような方々の福利厚生を図ることにより、これら農林漁業団体に優秀な人材を確保しその事業の円滑な運営に資してきたものでありまして、このことがひいては我が国農林水産業の発展に大きく寄与してきたことは言うまでもありません。したがって、このような重要な役割を担う農林年金制度が今後とも安定した制度運営を行うことができるようにすることは我が国農林水産業の発展にとっても重大な問題であります。今回の改正法案は、このような観点でも十分留意して提出されたものであると伺っております。

法案の具体的内容につきましては、これから当委員会での議論でただしてまいらるわけであります。が、我が自由民主党といたしましては、このよう

な年金改革の重要性にかんがみ、本法案は一刻でも早く成立させるべきものでありまして、このことによつて農林年金制度の長期的安定の礎を築き、農林漁業団体の役員の方々が安心してその職務に邁進できるようにし、我が国農林水産業の発展に全力を傾注していただきたいものと考えております。

そこで、本法案につきましても、以下若干政府の見解をただしたいと思ひます。

我が国は、平均余命年数の伸長、出生率の低下等から世界に例を見ない速度で人口構造の老齢化が進展し、二十一世紀にはそのピークを迎えると言われておりますが、実際に働いている人口と高齢者、いわゆる六十五歳以上の人口との割合は、現在どのようになっているか、二十一世紀にはどのように進展していくのか。また、農林漁業団体の職員と年金受給者についてもほとんど同じような割合で推移していくものと考えられますが、その点の将来見通しはどうなるのか、まずお伺ひいたしたいと思ひます。

○後藤（農）政府委員 お答えを申し上げます。

我が国の人口構成につきましては、昭和五十六年十一月の厚生省の人口問題研究所の推計によりますと、国民総人口に占めます六十五歳以上の者の割合は、昭和六十年に一〇・一四％、昭和七十年に一三・六二％、昭和八十年には二二・二九％、昭和九十年に比べまして昭和百年には約倍になると予想されております。農林年金制度におきましても、組合員数に対します年金受給者の割合というものをみてみますと、五十八年度に一六・二％でございましたものが、昭和八十五年度には三七・五％になるといふふうに予想されておまして、これは、昭和五十八年度には組合員六人に対して年金の受給者が一人という割合であったわけですが、八十五年度では組合員二・六人に対して年金受給者一人、こういう関係になると見ておるわけでございます。

○衛藤委員 我が国の人口構成は、老齢化が進展し、農林漁業団体の現役人口と年金受給人口から

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十五号 昭和六十年六月十九日

見ても、現在現役六人と年金受給者一人の割合であるものが、ただいま御説明いただきましたように、二十一世紀、昭和八十五年には現役二・六人で年金受給者一人を支えることになると思はれるわけでありまして、農林年金も含めた年金制度として、出生率の低下、余命年数の伸長等は制度の根幹を揺るがすものでありまして、年金制度の今後については国民の大変大きな関心事となっております。

このような状況のもとにおいて、将来に向けて確実に信頼される制度をつくる必要があるわけでありまして、そこで、今回の農林年金制度の改正案の基本的な考え方を大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

○佐藤（農）大臣 衛藤先生にお答えいたします。

改正の趣旨は先ほど申し上げたとおりでございますが、我が国の人口構造は、先生御指摘のように今後ますます高齢化が進展し、高齢化社会へ移行するものと考えております。

そんなことで、この農林年金制度についても、このような社会経済情勢の変化に対処するため、三つの基本的考え方に対応して対処することが大切だ、こう思ひます。

その第一は、公的年金制度全般の整合性を図ること。

二番目には、制度の円滑な運営を図るために三つの点に特に配慮する。一つは、適正な給付水準を確保すること。二つ目には、負担との均衡を図ること。三つ目には、世代間の公平に配慮すること。

また三番目には、制度の財政の長期的な安定を図る必要がある、等に配慮して対処すべきものであると考えております。

○衛藤委員 農林年金の組合員及びその被扶養配偶者に基礎年金を適用することとしておりますが、現行制度では農林年金の組合員には国民年金制度は適用されないこととなっております。組合員の被扶養配偶者は任意で国民年金に加入することができるとなっておりますのは御案内のこと

とおりであります。今回の改正案では農林年金の給付はどのようなものか、また、組合員の配偶者はどのような形で国民年金に加入し給付を受けることになるのか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○後藤（農）政府委員 お答え申し上げます。

今回のこの制度改正は、公的年金制度全般の整合性を図りやすために全国民に共通の基礎年金の制度を適用することにいたしました。農林年金の給付は原則として基礎年金に上乗せをして支給する給付比率年金という形にしているわけでございます。

給付比率年金は、公的年金としての性格を持ちます。厚生年金相当部分の年金額に共済年金としてのいわば職域年金相当部分の年金額を加えたものになっております。この合計額を農林年金が給付をするというところになるわけでございます。

組合員の被扶養配偶者につきましても、国民年金の被保険者になりまして六十五歳から基礎年金が給付されることとなるわけでございますが、その被扶養配偶者の保険料につきましては、直接国民年金に納入することを必要とせず、農林年金の被扶養配偶者部分につきましては、農林年金から国民年金への拠出金として組合員の保険料相当分を一括して納入するというところになっております。

なお、基礎年金の支給開始年齢は六十五歳からとなっております。農林年金の支給開始年齢は、これは当初五十六歳支給で昭和七十年に六十歳支給になるように段階的に引き上げるといふことになっておるわけでございます。これから、この支給開始年齢から六十五歳に達するまでの間は、農林年金から給付比率年金に加えて組合員の基礎年金相当額の定額年金を支給するということにいたしておるわけでございます。

○衛藤委員 今回の改正案の一つの柱といたしまして将来の年金の給付水準の適正化ということがあるわけですが、農林年金の組合員として、何よりも将来の年金制度を老後の当てにして

よいのかどうかということに関心を持っていろいろ検討しております。将来の年金の給付水準について、負担との均衡も考えますが、今回の改正案において適正な給付水準というものをどのように考えておられますか、お伺いしたいと思っております。

○後藤(康)政府委員 農林年金の給付水準の設定につきましては、掛金を負担をいたします組合員の所得と年金受給者の所得との均衡が図られるものでなければならぬというふうに考えておるところでございます。

現役組合員の標準的な方の所得といいますが、そういうものを比較の目安としてどうとるかというところはいろいろ考え方があられるわけでございますが、組合員期間四十年の方、そして四十五歳で夫婦二人という方を例にとりまして、夫婦と子供二人ということ、その給付をベースにしまして今回の改正案によりまして給付水準を比較いたしますと、おおむね七割程度に相当するということ、これは、年金受給者と現役組合員との均衡から考えました場合は、妥当なものではないかというふうに考えているわけでございます。

○衛藤委員 農林年金制度は農林漁業団体の役員を対象とした年金制度であることは論をまちませんが、近年の農林漁業を取り巻く環境は相当厳しいものがあります。したがって、農林漁業団体の職員数についても過去のような大きな伸びは予想できない状況にあると考えられますし、一方、年金受給者は今後ますます増大していくとともに、余命年数の伸長等によりまして年金の受給期間が長くなり、給付費は組合員の負担の限界を超える大きな額に増大していくものと考えられますが、このような事態に対して、給付と負担の問題をどのようにとらえておられますか、お伺いしたいと思っております。

○後藤(康)政府委員 この給付と負担の限界というものは、どうしても年金の仕組みについては問題でございます。

農林年金の現行の給付水準を維持していくとい

たしますと、高齢化のピークを迎えます二十世紀の昭和百年には、掛金率は、現行が一千分の百九というところでございますが、その約四倍程度になるものと推計をされております。こういった掛金の負担、すなわち現役組合員の所得の二分の一に近いというふうなものになりますと、これは負担の限界を超えるものというふうに考えられるわけでございます。

このため、年金の給付につきましては、やはり現役組合員は所得から租税や社会保険料等が控除されていることにもかんがみまして、いわゆる可処分所得の額で、現役組合員の可処分所得とそれから年金受給者の所得との均衡を失しないようにする必要がありますというふうに考えているわけでございます。

○衛藤委員 今回の改正案は恐らく歴史に残る極めて抜本的な改正を含んでいると思っておりますが、農林漁業団体の役員はもろろんのこと、農林漁業団体を退職された年金受給者に与える影響が非常に大きいものと考えられます。また、役員の中でも、遠い将来に年金をもらう人と近い将来に年金をもらう人とは違った考え方を持っていると思われま

このような大改正をまとめる場合、農林水産省としては各界各層の人たちの意見を十分にお聞きになった上でまとめたものと考えられますが、どのような措置をされましたのか、お伺いしたいと思っております。

○後藤(康)政府委員 御指摘のとおり、年金の制度改革ということになりますと、当該共済組合の関係者の中でもいろいろな御意見があり得るわけでございますけれども、今回のこの公的年金制度の改革の中で農林年金制度をどう位置づけて改正をしていくかということは非常に重要な問題でございます。これを円滑に進めてまいりますには、事業主と組合員との利害調整、また加入者団体相互のコンセンサスの形成等を十分に図る必要があると私も考えてやっていますわけでございます。

○このため、今回の農林年金の改革に当たりましては、組合員におきまして議論、それから農林年金の構成団体である農協でございましてと漁協等の系統ごとに、また全国団体、県段階ごとの意見や年金受給者の方々の御意見をも伺いながら、さらに組合員代表、事業主代表、学識経験者等から構成をされます農林年金制度に関する懇談会というものを五十七年の十月から開催しまして、この場で関係者の御意見を十分伺いながら法案の作成に当たってまいりましたわけでございます。

○衛藤委員 農林年金制度は、農林漁業団体が農林水産行政の推進上重要な役割を担っていることから、その団体の役員職員の福祉の向上に資する目的で設立された制度でありまして、これまでその役割は十分果たされてきておりますし、また今後の維持についてもいかなければならないと考えます。今回の改正案についてもこの点には十分配慮されているものと考えますが、農林年金制度の特殊性が考慮されている点はどうなところにあるのか、お伺いをしたいと思います。

○後藤(康)政府委員 今回の改正の目的の一つとして、公的年金制度の整合性を図るといふことから農林年金の組合員及び被扶養配偶者にも基礎年金制度を適用いたしますとともに、農林年金はその上乗せ年金ということで、一般の民間被用者を対象としております厚生年金に相当する部分を給付することとしております。一方、農林年金は公的年金制度としての性格とともに農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための農林漁業団体職員の相互扶助の一環としての性格も持つておりますので、あわせて職域年金相当部分の給付を行うこととしております。

○衛藤委員 農林年金制度の長期的安定を図るためには、世代間の公平性に配慮しつつ、負担と給付の均衡を図り、適正な給付水準を定める必要があると考えていますが、その際、既に年金を受けている年金受給者の既得権、あるいは改正の直前に退職したならば受けることができるはずであった年金額に対する期待権といったものについて

は、これを保障しなければならないと考えます。今回の改正案においては、これらの既得権及び期待権についてどのような保障をとられておりますか、お伺いいたします。

○後藤(康)政府委員 現在の農林年金の年金額の計算方式には、給与に比例して年金額を計算いたします共済方式と、定額部分と給与比例部分とを合せて年金額を計算いたします通算年金方式とがございまして、この両方式で計算した額のうち高い方の額がその人の実際の年金額となっているわけでございます。

今回の改正案におきましては、既に年金を受けておる者の年金につきましては、改正後の年金の算定方式に類似しております改正前のいわゆる通算年金方式により算定した額にすべて改定することといたしまして、新たに年金を受ける者の年金額の水準との均衡を図ることを原則としております。しかし、これによりまして、共済方式で計算をした方が通算年金方式で計算した場合より高い額の人について、現在受けている年金額が減額するようになった場合には、既に支給されております年金額につきましてはこれを従前の年金額として保障することといたしております。

また、施行日の前日に組合員期間が二十年以上である者につきましては、施行日の前日に退職したとすれば改正前の年金額の計算方式によりまして年金の受給権が発生することにもかんがみまして、施行日以後退職をし年金を受けることになった場合、改正後の法律に基づいて年金額を算定することが原則でございますけれども、その額が施行日の前日に退職したならば受けることができる年金額を下回る場合には、施行日の前日に退職したならば受けることができた年金額を従前の年金額として保障することといたしております。

○衛藤委員 農林年金制度における年金の額の改定については、従来からその指標として国家公務員の給与の上昇率を基準として毎年法律で定めているわけですが、これを物価上昇率等により自動的にスライドする方式を考へるべきだと思ふので

あります。今回の改正案ではこの点についての考
えは、いかがでございますか、お伺いいたします。

○後藤(農)政府委員 この年金額の改定につきま
しては、当委員会でもたびたび御議論があったと
ころでございますけれども、現行の法律では第一
条の二におきまして「年金たる給付の額は、国民
の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた
場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみや
かに改定の措置が講ぜられなければならない。」と
いう考え方を定めて、実際は四十四年度以降
毎年法律改正をして年金額の改定をいたしてき
て、このところでございます。この指標としては従来
公務員給与の上昇率を用いてまいってきたところ
でございますけれども、これは各種年金制度の制
度間の均衡を図るといふ意味合いからもこの指標
を用いてきたわけでございます。

他方、年金額の改定につきましては、物価上昇
率のような客観的かつ普遍的な指標をとるべきで
あるという御意見がかねてからございました。今
回の年金制度改革の一環として年金制度を改革
するに際しましては、公的年金制度共通の措置と
して消費者物価による自動スライド制を実施する
ということにいたしております。

○後藤(農)政府委員 農林年金制度は農林漁業団体の職域
年金であるところから、その職域から離脱しない
限り年金の給付が行われないことになっておりま
す。しかし、この方式によると、農協の職員が定
年退職後、土地改良区とか森林組合等に再就職し
た場合、低額の給与であっても、同一の職域とい
うことから年金は支給停止となります。厚生年金
の場合、このようなケースであっても在職老齢年
金に支給されることになっておりますのは御案内
のとおりであります。農林年金制度においても、
低額給与者については在職中であっても年金を支
給すべきではないかと考えますが、いかがござい
ますか。

○後藤(農)政府委員 農林年金制度は農林漁業団
体の職域におきます共済年金制度として発足した
経緯がございますので、従来から農林漁業団体を
退職して共済組合の職域を離れた方について年金
を給付するというところにいたしてきただけでござ
います。

しかし、今御質問の中にございましたようなケ
ースもございまして、また今回の制度改正に当た
りまして、公的年金制度間の整合性あるいは給与
が低い方についての給付の重点化というような観
点から、特に六十歳以上の高齢者については、年
金の必要性等を考慮いたしまして、在職中ござ
いまして給与が低い方については一定の年金額
を給付するというところにいたしておるわけでござ
います。

○後藤(農)政府委員 高齢化社会の到来で年金制度は今後
ますます給付費が増大していくものと考えま
す。現在の給付水準を維持していくものとすれ
ば、高齢化のピークを迎える二十一世紀には組合
員及びその事業主の負担は組合員の給与に換算し
てどの程度になると推計しておりますか。また、
今回の改正を行ない給付水準の適正化を図れば負
担は軽減するの、軽減するとすれば掛金率はど
の程度になるものとお考えでございますか、お伺
いたします。

○後藤(農)政府委員 今回の改正案におきまして給
付水準の適正化につきましては、長期間の経過措
置を設けて給付と負担の均衡を図ろうというもの
でございます。世代間の負担の公平に十分配慮
しておるところでございます。

具体的には、高齢化のピークを迎えます二十一
世紀の昭和百年において、現行の給付水準を維持
していくもの、といたしまして、先ほどお答えの中
でもちょっと触れましたけれども、現在の千分の
百九という掛金率が約四倍程度になるということが
が推計されておるわけでございますが、今回の改
正案によりまして給付水準の適正化を図ること
にいたしますと、この掛金負担の約四分の一程度の
軽減は図れるものというふうに考えております。

○後藤(農)政府委員 農林年金制度は昭和三十四年に厚生
年金から分離して発足した制度であります。発
足当初は国家公務員の旧共済制度に倣って制度を
仕組んでおりましたけれども、昭和三十九年に国
家公務員の新共済制度に倣って大幅な制度改正を
行っております。この制度改正の前後では給付水
準に違いが生じてきておりました。新旧格差とし
て改正前の期間に係る給付は低水準に放置されて
きておりますが、今回の改正案はこの点について
どのようになっておりますか、お伺いをいたした
と思います。

○後藤(農)政府委員 農林年金の昭和三十九年九
月以前のいわゆる旧法時代の期間につきましては
は、制度発足当初から恩給制度及び旧国家公務員
共済組合制度に準じて設計されておりますため
に、昭和三十九年十月以後のいわゆる新法時代の
期間とはその取り扱いに格差が生じていたわけで
ございます。

当委員会でもたびたび新旧の格差の問題が質疑
の中で触れられてまいったわけでございますが、
今回の農林年金の改正におきましては、年金額の
算定に当たりまして旧法期間と新法期間を同様に
取り扱うことになっておりました。このような
格差は是正されることになっておるわけでござい
ます。

○後藤(農)政府委員 国民年金の基礎年金は六十五歳から
支給されるものと聞いておりますが、現在、農林
年金の支給開始年齢は昭和七十五年に六十歳とす
る経過期間中でありまして、六十年度は五十六歳
の支給となっております。農林年金制度に基礎年
金制度を導入すると、支給開始年齢に差が生じる
ため、五十六歳から六十四歳までは基礎年金が支
給されないことにならないのか、この点をお伺い
いたします。

○後藤(農)政府委員 国民年金法によりまして、
サラリーマンや農業者等自営業者など、全国民を
対象として支給されます基礎年金は、その支給開
始年齢を六十五歳からというふうにしておりま
すけれども、農林年金制度を含めまして被用者年金
制度では支給開始年齢を原則として六十歳からと
いうふうにしておりまして、六十歳から六十
五歳の間につきましては基礎年金が支給されない

ことは事実でございます。このため農林年金とい
ましては、この間、給与比例の年金にあわせ
まして基礎年金相当部分として定額部分の年金も
支給するというところにいたしてございます。

また農林年金の支給開始年齢につきましては、
従来は現在の五十六歳支給から昭和七十五年に六
十歳支給になるように経過措置を設けておったわ
けであります。今回これを若干短縮いたしまして
て、昭和七十年に六十歳とする経過措置を設けて
おります。この経過措置によりまして、五十六歳
から六十歳の間に支給される年金につきま
す。給与比例の年金とあわせて定額部分の年
金を支給するというところにいたしてございます。

○後藤(農)政府委員 現在の公的年金制度には、農民、自営
業者等を対象とする国民年金、一般被用者を対象
とする厚生年金、公務員等特定の職域の被用者を
対象とする四つの共済年金がありまして、三種七
制度に分立してはいますが、この制度の分立によ
って給付の重複、制度間の不均衡等さまざまな問題
点が指摘されております。今回の改正案はこのよ
うな問題点についてどのように対処していこうと
してございますか、お伺いをいたしたいと思いま
す。

○後藤(農)政府委員 今回の改正は、現役組合員
と年金受給者の給付と負担の均衡を図ることが一
つの重要な柱でございますけれども、あわせて、年
金受給者相互間における給付面の均衡ということ
もその目的、ねらいの一つになっておりました。
現行の給付の重複の問題につきましては、いわゆ
る年金の併給調整ということによりましてその解
消を図ることにいたしております。同一制度内あ
るいは他制度間を問わず、一人が二以上の年金を
受けることがございます場合には、原則として、そ
の者の選択によりましてその方に有利な一つの年
金を支給するというようにしていただいております。

これは、一つには、公的な年金給付はそれぞれ
一つの年金で受給者の生活の支柱としての役割を
果たすものとして設計されておるということもご

第十三条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金額を標準として、課することができる。ただし、退職共済年金については、この限りでない。

第十四条第一項に次の二号を加える。
四 季節的業務に使用される者。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき者を除く。
五 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき者を除く。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第二項中「又は任意継続組合員」を削り、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合でこの法律による給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く）の資格を取得したときは、この限りでない。

第十八条第四項中「又は任意継続組合員」を削り、同項ただし書を削り、同条第五項中「又は任意継続組合員」及び「前条第七項において準用する

る場合を含む。」を削る。

第十九条各号を次のように改める。

一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

四 遺族共済年金

第十九条の二中「有する者」の下に「（以下「受給権者」という。）を加える。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

（年金額の自動的改定措置）

第十九条の三 この法律による年金である給付の額については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）が昭和六十年（この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年）の物価指数の百分百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上
第三級	九一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上
第四級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上
第五級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第六級	一〇七、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第七級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上
第八級	一一四、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上
第九級	一二六、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円以上
第十級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第十一級	一四一、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第十二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
		一六五、〇〇〇円以上

第十三級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第十四級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第十五級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第十六級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第十七級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上
第十八級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上
第十九級	二六〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上
第二十級	二八〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上
第二十一級	三〇〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上
第二十二級	三二〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上
第二十三級	三四〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上
第二十四級	三六〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第二十五級	三八〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上
第二十六級	四〇〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上
第二十七級	四四〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第二十八級	四七〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上
		四五五、〇〇〇円以上

第二十条第九項を削り、第八項を第九項とし、同条第七項中「第三項又は第五項」を「第四項又は第六項」に、「くらべて」を「比べて」に、「さらに」を「更に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に引き続き他の農林漁業団体の職員となつた者に引続き他の農林漁業団体の職員となつた者に引続きは、その翌月」を削り、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、四十五万五千円以上の給与月額に係る標準給与の等級及び月額については、農林漁業団体の職員の給与の水準その他の事情を勘案して、政令で定めることができる。

第二十条第十一項中「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第二十一条を次のように改める。
（平均標準給与月額）

第二十一条 平均標準給与月額とは、組合員期間の各月における標準給与の月額をその期間の総月数で除して得た額とする。

第二十一条第一項中「決定に係る給付の額又は改定後の給付の額」を「給付の額（第三十八条第一項、第四十三条第一項又は第四十八条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額」に改め、「又はその全額が五十円に満たないとき」及び「又はその全額が五十円に満たないとき」を削り、同条第二項中「平均標準給与の月額又は日額」を「平均標準給与月額」に改める。

第二十三条第四項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。
（併給の調整）

第二十三条の二 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十五号

イ 障害共済年金又は遺族共済年金
ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とするものを除く）

ハ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付（老齢を給付事由とするものを除く。）

ニ 国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とするものを除く。）

障害共済年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金

他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付

二 国民年金法による年金である給付（当該

障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。

二 遺族共済年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金

口 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(当該遺族共済年金(第四十六

条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）と同一の給付事由に基

づいて支給されるものうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給さ

ハ 厚生年金保険法による年金である保険給

付(当該遺族共濟年金(第四十六條第一項第
四号に該当することにより支給されるもの

に限り、同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の規定に相当する規

定に該当することにより支給されるものを除く。

を給付事由とするもの（当該給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達しているものに限り）及び当該遺族共済年金と同一のものに給付事由に基づいて支給されるものを除く。

2 前項の規定により、この法律による年金である給付の受給権者が他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることが

できる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合(当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合)

附く)に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、次の各号のいずれかに掲げる給付の額のうち当該各号に定める額については、同項の規定にかかわらず、その支給の停止を行つない。

一 退職共済年金 第三十七条第一項第二号に掲げる額に相当する額

二 障害共済年金 第四十二条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる額に相当する額

額、同条第四項各号に定める額のうち政令で定める額に相当する額又は第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める

三 遺族共済年金 第四十七条第一項第一号ロ
若しくは第二号ロに掲げる額の四分の三に相
当する額、同条第二項第二号に掲げる額に相
当する額

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給令で定める額に相当する額

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定に
格者は、同項の規定にかかわらず、その支給の
停止の解除を申請することができる。

わなひ。ただし、その者に係る同項に規定する他のこの法律による年金である給付又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付につ

いて、この項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当

該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

請があつたものとみなされた場合における当該申請を含むものは、いつでも、将来に向かって撤回することができ。

年金」に改め、同条第一項中「遺族給付（通算遺族年金を除く。第二十六条において同じ）」を「遺族共済年金」に、「主としてその収入により」を「（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、

行方不明となつた当時。以下この条において同じ。その者によつて」に、「別表第二の上欄に掲げる程度の」を「第三十九条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する」に改め、同条

第二項中「主としてその収入を」を「その者に改め、同条第三項を削る。

第二十六條の見出し中「遺族給付」を「遺族共済年金」に改め、同條第一項を次のように改める。

過族共濟年金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 系

四 祖父母

第二十七条第一項中「給付」を「遺族共済年金」に改め、同条第二項中「年金である給付」及び「年金」を「遺族共済年金」に改める。

第二十八条第一項中「退職給付又は障害給付を

受ける権利を有する者」を「退職共済年金又は障害共済年金若しくは障害一時金の受給権者」に、「第二十四条第二項及び第二項、第二十六条並びに」を「第二十四条、第二十六条及び」に改め、同条第

二項中「遺族給付を受ける権利を有する者」を「遺族共済年金の受給権者」に、「第二十四条第一項及び第二項、第二十六条並びに」を「第二十四条、第二十六条及び」に改める。

第二十九條を次のように改める。
(死亡の推定)
第二十九條 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つて、二箇月以上経つた場合、その船舶に

ていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死

亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金の支給に関する規定又は前条第一項の規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者

が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた組員若しくは組員であつた者若しくは

くは航空機に乗つていてその航空機の航行中に
行方不明となつた組合員若しくは組合員であつ
た者の生死が三月間わからない場合又はこれら
の者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、

その死亡の時期がわからない場合にも同様とする。

第三十条第一項中「第二十八条」を「遺族共済年金及び第二十八条第一項」に、「含むを「いう」

に改め、同条第三項中「その給付の全部又は一部を行わない」を「退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額のうち、第二十三条の二第二項各号に定める額の全部を支給しない」に改める。
第三十三条第三項中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第三十四条第一項中「基いて」を「基ついて」に、「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条第二項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改める。

第三章第二節から第四節までを次のように改める。

第二節 退職共済年金

(受給権者)
第三十六条 退職共済年金は、組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）が六十五歳に達した後において、その者の標準給与の等級が政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十五歳以上の組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）であつて、その者の標準給与の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたとき

は、その者に退職共済年金を支給する。

(年金額)

第三十七条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。ただし、一年以上の組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
ロ 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準給与月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 前項の退職共済年金の額については、受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎となしない。

3 組合員である受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月以前における組合員期間を退職共済年金の額の算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第三十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）の者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第三十九条第二項に規定する障害

等級（第四項において単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が離婚をしたとき。

四 配偶者が六十五歳に達したとき。

五 子が養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子になつたとき。

六 養子縁組による子が離婚をしたとき。

七 子が婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるものを除く。）が十八歳に達したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳未満のものを除く。）について、その事情がなくなつたとき。

状態にある子が二十歳に達したとき。
(組合員である子の支給の停止等)
第三十八条の二 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。ただし、その組合員である者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間は、当該標準給与の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額（第三十七条第一項第二号に掲げる額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分及び同号に掲げる額に相当する部分に限り、支給を停止する。
2 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。
3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）又は厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とするものに限る。）のうち同項に相当する規定により加給年金額が加算されたものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する

額に相当する部分の支給を停止する。

(他の共済組合の組合員等である間の支給の停止)

第三十八条の三 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づき共済組合の組合員でこの法律による給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの又は国会議員若しくは地方公共団体の議員の議員(以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。)となつた場合において、その者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が政令で定める額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額(第三十七条第一項第二号に掲げる額及び第三十八条第一項に規定する加給年金を除く)に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く)から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に必要事項は、政令で定める。

(失権)

第三十八条の四 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害共済年金及び障害一時金(障害共済年金の受給権者)

第三十九条 障害共済年金は、病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」と総称する。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた

日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四十条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病に係る初診日において組合員であつたもののうち障害認定日において前条第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になつたものが、当該障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

第四十一条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病(以下この項において「基準傷病」という。)に係る初診日において組合員であつたもののうち基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害(以下この項において「基準障害」という。)と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)に係る初診日以後であるときに限

る。)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

2 前項の障害共済年金の支給は、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

(障害共済年金の額)

第四十二条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

二 平均標準給与月額(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

2 第三十九条若しくは第四十条の場合において障害共済年金の給付事由に係る障害が職務又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ)による傷病(以下「職務等傷病」という。)によるものであるときは、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも職務等傷病によるものであるときにおける前三条の規定による障害共済年金(以下「職務等による障害共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

二 平均標準給与月額(十二)を乗じて得た額の百分の二十(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の三十)に相当する額(組合員期間の月数が三百を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均標準給与月額の千分の一・五に相当する額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)を加算した額)

三 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる額が四十五万円より少ないときは、四十五万円をこれらの規定に掲げる額とする。

4 職務等による障害共済年金の額が、その受給権者の職務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じて当該各号に定める額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級の一級 三百四十万円
二 障害等級の二級 二百四十万円
三 障害等級の三級 百九十万円

5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由に係る障害に係る障害認定日(前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれその障害に係る障害認定日(同項に規定する障害認定日)のうちいずれか遅い日とする)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第四十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持してい

たその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

3 第三十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害共済年金について準用する。
（障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定）

第四十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害等級に該当する障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る。）の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱）

第四十五条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第三十九条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 職務等による障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金（障害共済年金のうち、職務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下この条において同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は職務等による障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第四十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が、その者の職務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ同項各号に定める額より少ないときは、同項各号に定める額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の職務等傷病による障害について支給されるべき障害共済年金の額として第四十二条第二項、第三項及び第五項の規定により算定する額

二 その者の職務等傷病による障害を職務等傷病によらないものとみなし、他の職務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じて支給されるべき障害共済年金の額として、第四十二条第一項、第三項及び第五項の規定により算定する額から当該職務等傷病による障害が職務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について支給されるべき障害共済年金の額としてこれらの規定により算定する額を控除した額

3 前項の場合においては、第四十三条第一項中「前条とあるのは「第四十五条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金又は職務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項及び第三項（第四項において準用する場合を含む）、第四十二条並びに第四十三条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害をその給付事由とする国民年金法による障害基礎年金を受けることができることににより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由に係る障害とその他の障害とは併合しないことができる。

この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の二 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由に係る障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由に係るものであるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由に係る障害と当該障害基礎年金の給付事由に係る障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

（組合員である間の支給の停止等）
第四十五条の三 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。ただし、その組合員である者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間は、当該標準給与の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額（第四十二条第一項第二号及び第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十三条第一項に規定する加給年金額並

びに第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額を除く。）の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分並びに第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額並びに第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する部分に限り、支給を停止する。

2 第三十八条の二第二項の規定は、第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第三十八条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替へるものとする。

3 障害共済年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、当該障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。
（厚生年金保険の被保険者等である間の支給の停止）

第四十五条の四 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者又は第三十八条の三第一項に規定する他の共済組合の組合員等（以下この項において「被保険者等」という。）となつた場合において、その者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が同条第一項の政令で定める額を超えるときは、当該被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額（第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十三条第一項に規定する加給年金額並びに第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で

定める額に相当する額を除く。に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

2 第三十八条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止について準用する。

(障害共済年金の失権)

第四十五条の五 障害共済年金を受ける権利は、第四十五条第五項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過したときは、消滅する。

(障害共済年金と障害補償等との調整)

第四十五条の六 職務等による障害共済年金(第四十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金を含む。は、その職務等傷病について労働基準法昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は障害年金若しくは傷病年金が支給されることとなつたときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務等による障害共済年金の額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与月額に十二を乗じて得た額の百分の二十(その受給権者の職務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合にあつては、百分の三十)に相当する額(第四十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当して支給されるものにあつては、政令で定める額)(当該障害共済年金の額が第十九条の三の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより改定した額)の支給を停止する。

(障害一時金の受給権者)

第四十五条の七 障害一時金は、病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病に係る初診日において組合員であつたものが、その傷病(労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付若しくは障害給付の支給を受けないものに限る。)の結果として、退職した日(当該傷病について健康保険又はこれに相当する制度による療養の給付又は特定療養費若しくは療養費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日)に、政令で定める程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。

2 同時に二以上の障害(前項の傷病によらないものを除く。))があるときは、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第四十五条の八 前条の場合において、退職した日又は傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者

二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者

(障害一時金の額)

第四十五条の九 障害一時金の額は、次の各号に掲げる額の合算額の百分の二百に相当する額とする。この場合において、第一号に掲げる額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

満であるときは、三百)を乗じて得た額

二 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

第四節 遺族共済年金

(受給権者)

第四十六条 遺族共済年金は、組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給する。

一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。))が死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職した後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

(年金額)

第四十七条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額

イ 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

ロ 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額

イ 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 組合員期間が二十五年以上である者

平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

(2) 組合員期間が二十五年未満である者

平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

2 組合員が、職務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金(以下「職務等による遺族共済年金」という)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 平均標準給与月額額の千分の三・三七五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

3 職務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、前項の規定にかかわらず、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第四十八条 遺族共済年金(第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済

年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に四十五万円を加算した額とする。

(支給の停止)

第四十九条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、子に支給する。

第五十条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができ

る。前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五十一条 第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が四十歳未満であるとき、又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、その額のうち、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(死亡を給付事由とするものに限る。)又は厚生年金保険法による年金である保険給付(死亡を給付事由とするものに限る。)のうち、同条に相当する規定により加算する額が加算されたものの支給を受けることができるときは、その額のうち、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第五十二条 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。この場合においては、遺族共済年金の支給を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつたとき(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 受給権者である子又は孫(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるものを除く。)が十八歳に達したとき。

六 受給権者である障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫(十八歳未満のものを除く。)について、その事情がなくなつたとき。

(遺族共済年金と遺族補償等との調整)

第五十二条の二 職務等による遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはその算定の基礎となつた平均標準給与月額額の千分の三・三七五に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額(当該遺族共済年金の額が第十九条の三の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところによりその額を改定した額)の支給を停止する。

第五十三条中(任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。))を削り、同条第二号及び第三号中(貸付を「貸付け」に改める。)

第五十四条第一項中(費用)の下に(国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。))を加え、同条第二項中又は任意継続組合員をの資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員に、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中(前二項を「前三項」に改め、「組合員と任意継続組合員」とに)を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。

る。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合でこの法律による給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は徴収しない。

第五十五条第二項を削る。

第五十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「その資格を喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた」を「死亡し、その他職員でなくなつた日」が月の末日である」に改め、「前日の」を削り、「含む」の下に「次項において同じ」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「行なわれない」を行われない」に改め、「(組合員がその資格を喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた場合には、その日の前日の属する月分の掛金を含む。))」を削り、同条中同項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第五十七条第一項中「又は任意継続組合員」を削る。

第六十一条第二項中(第十七条第七項において準用する場合を含む。))を削る。

第六十二条を次のように改める。

(国の補助)

第六十二条 国は、毎年度、組合が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額を補助する。

2 国は、前項の規定により補助する額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならぬ。

3 国は、第一項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、組合の事務に要する費用を補助することができる。

七条第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認を、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に改める。

第七十二条第二項中「第六十二条第一項各号」を「第六十二条第三項」に改める。

第七十六条第二項中「又は任意継続組合員を削る」を削る。

第七十七条第二項中「任意継続組合員」を削る。

第七十七条の二の次に次の一条を加える。

(組合員期間以外の期間の確認)
第七十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間以外の組合員期間等については、社会保険庁長官(その期間が他の法律に基づく共済組合でこの法律による給付に相当する給付を行うものの組合員であった期間である場合には、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求をすることができる。

3 第二項の場合において、組合員期間以外の各期間に係る同項に規定する確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第七十八条中「任意継続組合員を削り、」を「基づく」に改める。

第七十八条の次に次の二条を加える。

(資料の提供)
第七十八条の二 組合は、年金である給付に関する処分に必要があるとき、その受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する

第三十八条の二第二項(第四十五条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第三十八条の二第二項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(経過措置)
第七十八条の三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第八十条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第八十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十二条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第八十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則中第六条を削り、第六条の二を第六条とし、第六条の三を削り、第六条の四を第六条の二とし、第六条の五を削る。

附則第六条の六第一項中「(任意継続組合員であつた期間を除く)」を削り、同条を附則第六条の三とする。

附則第六条の七を削る。

附則第七条から第十二条までを次のように改める。

(退職共済年金の特例)
第七条 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき、又は六十歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後六十歳に達した者又は六十歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上となつたとき。

2 当分の間、前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十歳以上六十五歳未満である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)であつて、その者の標準給与の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

第八条 前条の規定による退職共済年金の額は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十)を乗じて得た額

二 平均標準給与月額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準給与月額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準給与月額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、前項の退職共済年金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と、「前条の二」とあるのは「附則第八條第一項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

第九条 附則第七條の規定による退職共済年金については、第二十二條第一項中「第三十八條第一項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する第三十八條第一項」と、第二十三條の二第二項第一号中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第八條第一項第三号」と、第三十八條の二第一項中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第八條第一項第三号」と、「前条第一項」とあるのは「同条第二項において準用する前条第一項」と、同条第二項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第一項」と、第三十八條の三第一項中「受給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び第三十八條第一項」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額及び同条第二項において準用する第三十八條第一項」とする。

2 附則第七條の規定による退職共済年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九條の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第十條 附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利は、第三十八條の四の規定により消滅するほか、その受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十一條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十二條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十三條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十四條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十五條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十六條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十七條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十八條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第十九條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十一條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十二條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十三條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十四條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十五條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十六條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十七條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

第二十八條 附則第七條の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と読み替へるものとする。

三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者」とあるのは「から引き続きその者」とする。

(特例による退職共済年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げるものに対する附則第七條第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げるものが、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第七條第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者については、附則第九條の規定により読み替へられた第三十八條の「第二項中」その間」とあるのは、「その間(六十歳以上である間に限る。）」とする。

第十三条 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第七條の規定による退職共済年金は、支給しな

い。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第七條の規定による退職共済年金は、支給しない。

3 前二項の規定による退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、附則第八條第一項の規定の例により算定した額から、その額の百分の四に相当する額に、附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

4 第三十七條第二項及び第三項並びに第三十八條の規定は、前項の退職共済年金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十三條第三項の規定並びに同条第四項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

5 前項において準用する第三十八條第一項の規定により加給年金額が算定された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、第二十二條第一項中「第三十八條

第一項」とあるのは「附則第十三條第四項において準用する第三十八條第一項」と、第二十三條

の第二項第一号中「第三十七條第一項第二号に掲げる額」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三條第三項の規定による減額後の額」と、第三十八條の第二項中「その間」とあるのは「その間(六十歳以上である間に限る。）」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三條第三項の規定による減額後の額」と、「前条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する前条第一項」と、同条第二項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「附則第十三條第四項において準用する前条第一項」と、第三十八條の第三項中「受給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び第三十八條第一項」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三條第三項の規定による減額後の額及び同条第四項において準用する第三十八條第一項」とする。

7 附則第九條第二項、附則第十條及び附則第十條第一項の規定は、第一項又は第二項の規定により支給する退職共済年金について準用する。

8 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第三十七條第一項の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額に第三項の規定により減じるべきこととされた額をその算定につきその例によることとされた附則第八條第一項第二号及び第三号に掲げる額の合算額を除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者につき、第四項において準用する第三十七條第三項の規定を適用する場合その他当該受給権者が六十五歳に達する前に再び組合員となつた場合における退職共済年金の額の算定等について必要な事項は、政令で定める。

10 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの(第一項及び第二項の規定の適用を受ける者を除く)が、六十歳に達する前に退職した場合において、五十五歳に達した後六十歳に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該申出を第一項の規定による申出とみなし、第一項及び第三項から前項までの規定を準用する。この場合において、第三項及び第五項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

(障害共済年金の特例)

第十四条 第四十條及び第四十一條の規定は、当分の間、国民年金法附則第九條の第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第四十四條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

(遺族共済年金の特例)

第十五条 遺族共済年金(夫、父母又は祖父母に對するものに限る)の受給権者のうち附則別表第三の上欄に掲げる者に対する第四十九條第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(退職一時金の返還)

第十六条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する

る法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十五号）第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含み、政令で定めるものを除く。）の支給を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下「退職共済年金等」という。）を受ける権利を取得したときは、当該退職一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「退職一時金支給額等」という。）に相当する額を当該退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に返還しなければならない。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、退職一時金支給額等に相当する額を当該退職共済年金等の額から組合が控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を取得した日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における同項に規定する退職一時金支給額等に相当する額の返還は、組合が、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたらば支

給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、退職一時金支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行ふものとする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十七条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を取得したときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する退職一時金の額に利子に相当する額を加えた額に相当する額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する退職一時金支給額等に相当する額から同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を控除した額）を当該遺族共済年金を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

附則別表第一（附則第十二条、第十三条関係）

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二（附則第十二条、第十三条関係）

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五十七年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五十七年七月二日から昭和七十七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳

昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者	五十八歳	四十八歳
又は昭和七十七年七月二日から昭和九十九年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

附則別表第三（附則第十五条関係）

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十七年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十九歳

別表第一から別表第三までを削る。

附則

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（用語の定義）

第二条 この条から附則第五十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新共済法 改正後の農林漁業団体職員共済組合法をいう。

二 旧共済法 改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。

三 組合員期間等 新共済法第三十六条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。

四 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、それぞれ旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金又は通算遺族年金をいう。

五 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

六 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金、それぞれ新共済法による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「法律第 号」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「新国民年金法」という。）による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

（任意継続組合員）
第三条 旧共済法第十七条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合員、同条第一項の規定による任意継続組合員（以下単に「任意継続組合員」という。）又は同条第二項の規定により同条第一項の申出をすることができた者については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「退職年金を受けるに必要な組合員期間を満たして」とあるのは「組合員期間が二十年に達して」と、同条第五項及び第六項第五号中「第五十六条第三項」とあるのは「農林漁業団体職員共済組合法の一

部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)

附則第三項第六項」と読み替へるものとする。

2 任意継続組合員又は任意継続組合員であつた期間については、この条及び附則第七項第二項に規定するもののほか、それぞれ組合員又は組合員であつた期間とみなし、新共済法(第七項第三項及び第五項、第十四条から第十六条まで、第二十条、第五十五条、第五十六条、第六十三条第三項、第六十五条第二項、附則第十二条第二項並びに附則第十三条第二項を除く。)及び附則(この条、附則第六項及び附則第七項第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、新共済法第三十六条第一項中「退職した」とあるのは「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「六十一年改正法」という。)附則第三項第一項の規定によりなおその効力を有することとされた六十一年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第十七条(以下「改正前の第十七条」という。)第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、同条第二項中「等級が政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が政令で定める等級以下の等級である」と、新共済法第三十七条第三項(新共済法附則第八條第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)中「退職した」とあるのは「改正前の第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、新共済法第三十八條の二第二項ただし書及び第三十四條の三第一項ただし書中「等級が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級である」と、「等級の高低」とあるのは「月額の高低」と、新共済法第四十五条の七第一項、第四十五条の八及び第四十六条第一項第二号中「退職した」とあるのは「改正前の第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」とあるのは「六十一年改正法附則第三項第一項に規定する任意継続組合員」と、新共済法第六十一条第二項中「同条第二項」とあるのは「改正前の第十七条第七項において準用する第六十一条第二項」と、新共済法附則第七條第一項中「退職した」とあるのは「改正前の第七條第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、同条第二項中「等級が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級である」と、「等級が当該政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が当該政令で定める等級以下である」と、新共済法附則第十三条第一項及び第十項中「退職した」とあるのは「改正前の第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」とする。

3 任意継続組合員の各月の標準給与は、その資格を取得する前の最後の標準給与によるものとする。

4 任意継続組合員は、新共済法第五十四条の規定による掛金の全額を負担する。

5 任意継続組合員は、次項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに農林漁業団体職員共済組合(以下「組合」という。)に納付する義務を負う。

6 第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第十七条第四項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者は、同条第三項の通知を受けたときは、その資格を取得した日の属する月から当該通知を受けた日の属する月までの各月の掛金を、当該通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

る事由に該当した」と、新共済法第五十七條第一項中「農林漁業団体」とあるのは「六十一年改正法附則第三項第一項に規定する任意継続組合員」と、新共済法第六十一条第二項中「同条第二項」とあるのは「改正前の第十七条第七項において準用する第六十一条第二項」と、新共済法附則第七條第一項中「退職した」とあるのは「改正前の第七條第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、同条第二項中「等級が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級である」と、「等級が当該政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が当該政令で定める等級以下である」と、新共済法附則第十三条第一項及び第十項中「退職した」とあるのは「改正前の第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」とする。

3 任意継続組合員の各月の標準給与は、その資格を取得する前の最後の標準給与によるものとする。

4 任意継続組合員は、新共済法第五十四条の規定による掛金の全額を負担する。

5 任意継続組合員は、次項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに農林漁業団体職員共済組合(以下「組合」という。)に納付する義務を負う。

6 第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第十七条第四項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者は、同条第三項の通知を受けたときは、その資格を取得した日の属する月から当該通知を受けた日の属する月までの各月の掛金を、当該通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

(組合員期間の計算に関する経過措置)
第四条 新共済法第十八条の規定は、施行日以後の組合員であつた期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日以前の組合員であつた期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置)
第五条 別段の定めがある場合を除き、新共済法の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 新共済法の通勤(新共済法第四十二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)による災害に係る給付に関する規定は、施行日以後の通勤による災害により給付事由が生じた給付について適用し、施行日前の通勤による災害により給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置)
第五条 別段の定めがある場合を除き、新共済法の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 新共済法の通勤(新共済法第四十二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)による災害に係る給付に関する規定は、施行日以後の通勤による災害により給付事由が生じた給付について適用し、施行日前の通勤による災害により給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)
第六条 施行日前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和六十一年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を新共済法第二十条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(平均標準給与月額の計算の特例)
第七条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額を算定する場合においては、その者の施行日まで引き続き施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間の各月における標準給与の月額の合算額を当該期間の月数で除して得た額に当該施行日まで引き続き施行日前の組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額を、その者の施行日まで引き続き施行日前の組合員期間の各月における標準給与の月額とみなす。

2 施行日前に退職(職員でなくなること(死亡した場合又は職員でなくなつた日若しくはその翌日に再び職員となつた場合を除く。))をいい、任意継続組合員にあつては、旧共済法第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当することをいう。以下同じ。)をした(以下「退職した」という。)者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を算定する場合においては、当該退職に係る組合員期間ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、施行日の前日においてその者がその給付を受ける権利を有していた通算退職年金の額(その者が同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつたときは、当該退職のときから通算退職年金を受けていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額)の算定の基礎となつた平均標準給与の月額(その者が昭和六十一年三月三十一日以前に退職した者である場合には、その額に、政令で定める額を加算した額とする。以下この項において「通算退職年金算定基礎月額」という。)を基準として当該各号に定める額をもつて、その者の施行日前の当該退職に係る組合員期間の各月における標準給与の月額とみなす。

一 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が十二月である者
通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

二 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三十六月である者
通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

日に再び職員となつた場合を除く。)をいい、任意継続組合員にあつては、旧共済法第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当することをいう。以下同じ。)をした(以下「退職した」という。)者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を算定する場合においては、当該退職に係る組合員期間ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、施行日の前日においてその者がその給付を受ける権利を有していた通算退職年金の額(その者が同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつたときは、当該退職のときから通算退職年金を受けていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額)の算定の基礎となつた平均標準給与の月額(その者が昭和六十一年三月三十一日以前に退職した者である場合には、その額に、政令で定める額を加算した額とする。以下この項において「通算退職年金算定基礎月額」という。)を基準として当該各号に定める額をもつて、その者の施行日前の当該退職に係る組合員期間の各月における標準給与の月額とみなす。

一 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が十二月である者
通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

二 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三十六月である者
通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

三 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が六十月である者
通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

四 前三号に掲げる者以外の者
通算退職年金算定基礎月額

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十五号

昭和六十一年六月十九日

二七

3 前二項に定めるもののほか、施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額額の算定について必要な事項は、政令で定める。
(物価上昇に際した加給年金額等の改定)

第八条 昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率(以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。)が百分の百を超えた場合における次の各号に掲げる規定の適用については、昭和六十一年四月分以後、次の各号に掲げる規定に定める額は、その額を昭和五十八年度基準物価上昇比率を基準として政令で定めるところにより改定した額とする。

一 新共済法第三十八条第一項、第四十二條第三項及び第四項各号、第四十三條第二項、第四十五條の九後段、第四十七條第三項、第四十八條並びに附則第八條第一項第一号の規定並びに附則第十五條第一項第一号及び附則別表第四の下欄の規定

二 附則第二十七條第一項においてその例によることとされる新国民年金法第三十八條及び第三十九條第一項並びに附則第二十七條第二項においてその例によることとされる新国民年金法第三十八條及び第三十九條の二第一項の規定

(施行日前に退職した者に対する新共済法の規定の適用)

第九条 新共済法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者で施行日以後に組合員であった期間を有しないものについても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者又は大正十五年四月一日以前に生まれた通算退職年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2 新共済法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日前の組合員であつた間の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」と総称する。)により、施行日以後に新共済法第三十九條第二項に規定する障

害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受ける権利を有していたことがあるときは、この限りでない。

3 新共済法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

(併給の調整に関する経過措置)

第十条 新共済法第二十三條の二第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げる新共済法による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害年金、遺族年金又は通算遺族年金を受けることができるとき。

二 障害共済年金 旧共済法による年金である給付を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 旧共済法による年金である給付を受けることができるとき。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 障害共済年金又は遺族共済年金
ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で障害共済年金又は遺族共済年金に相当するもの

ハ 法律第 号第三條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「新厚生年金保険法」という。)による障害厚生年金又は遺族厚生年金

ニ 新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とするもの並びに法律第 号附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び法律第 号附則第

二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)

二 障害年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 新共済法による年金である給付
ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金である給付に相当するもの

ハ 新厚生年金保険法による年金である保険給付

ニ 新国民年金法による年金である給付(法律第 号附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び法律第 号附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。次号ニにおいて同じ。)

三 遺族年金又は通算遺族年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 新共済法による年金である給付
ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金である給付に相当するもの

ハ 新厚生年金保険法による年金である保険給付
ニ 新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とするもの(当該給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達しているものに限る。))を除く。)

3 新共済法第二十三條の二第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。

4 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は、その受給権者(六十五歳に達している者に限る。)が遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは新厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、第二項の規定にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の二

分の一に相当する部分の支給の停止を行わな

い。

5 退職共済年金の受給権者が法律第 号附則第三十一條第一項に規定する者であるときは、その者が受ける退職共済年金は、前各項、新共済法第二十三條の二、新国民年金法第二十條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

6 前項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を有するときは、その者に有利ないずれかの給付を行うものとする。

7 障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の受給権者が法律第 号附則第三十一條第一項に規定する者であるときは、第二項第二号中「もの」とあるのは「もの(退職を給付事由とするものを除く。次号ロにおいて同じ。)」として、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

(組合員期間等に関する経過措置)
第十一條 施行日前における次に掲げる期間は、組合員期間等に算入する。

一 法律第 号附則第八條第一項及び第二項の規定により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間以外の期間

二 法律第 号附則第八條第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間以外の期間

2 前項の規定により組合員期間等に算入することとされた期間の計算については、法律第 号附則第八條第三項、第六項、第七項、第八項後段及び第九項の規定の例による。

3 施行日前に組合員であつた期間を有する者で組合員期間が二十年未満であるもの又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの

年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十五号。以下「五十四年改正法」という。）第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項の規定その他政令で定める規定による退職一時金を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に該当しないものとする。この場合において、新共済法附則第十六条第一項及び第十七条の規定にかかわらず、当該退職一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額に相当する額の返還を要しないものとする。

（退職共済年金の支給要件等の特例）

第十二条 組合員期間等が二十五年未満である者で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に対する新共済法第三十六条、第四十六条第一項第四号、附則第七條並びに附則第十三条第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、その者は組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

2 前項に規定する者又はその者の遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定については、同項に規定する者は、新共済法第三十七條第一項第二号イに掲げる者、新共済法第四十七條第一項第二号ロ（イ）に掲げる者又は新共済法附則第八條第一項第三号イに掲げる者に該当するものとみなす。

3 組合員期間等が二十五年未満である者（大正十五年四月一日以前に生まれた者を除く。）が、法律第 号附則第十二条第一項各号のいづれかに該当するときは、その者に対する新共済法第三十六條、第四十六條第一項第四号、附則第七條並びに附則第十三条第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

4 大正十五年四月一日以前に生まれた者に係る退職共済年金は、新共済法第三十六條及び附則

第七條の規定にかかわらず、旧共済法及び法律第 号附則第二条の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十一年法律第八十一号）の規定がなおその効力を有していたと見たならばその者に対し適用されるこれらの規定並びに通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八十二号）附則の規定により退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきことができなるときは支給しない。

（退職年金等の受給権者に対する退職共済年金の額の算定）

第十三条 退職共済年金の受給権者が施行日の前日において退職年金又は減額退職年金の受給権者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となしな

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第三十八條第一項の規定にかかわらず、同項の加給年金額は加算しない。

（退職共済年金の額の一般的特例）

第十四条 附則別表第二の上欄に掲げる者又はその者の遺族に対する新共済法第三十七條第一項、第四十七條第一項第二号及び第二項第一号並びに附則第八條第一項の規定の適用（新共済法第四十七條第二項第一号の規定の適用）については、新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。については、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の七・五」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・五」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・七五」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲

る割合に読み替へるものとする。

2 前項に規定する遺族に対する新共済法第四十七條第二項第二号及び第五十二條の二の規定の適用（新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。）については、これらの規定中「千分の三・三七五」とあるのは、「千分の三・三七五」（その組合員又は組合員であつた者が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則別表第二の上欄に掲げる者であるときは、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は法律第 号第三條の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものに対する新共済法第三十七條第一項及び附則第八條第一項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新共済法第三十七條第一項及び附則第八條第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の〇・五」と、「千分の〇・七五」とあるのは「千分の〇・二五」とする。

第十五条 新共済法第三十六條の規定による退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者及び退職年金、減額退職年金又は前条第三項の政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（次項、第五項及び第六項において「特定受給権者等」という。）に係るものを除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、新共済法第三十七條第一項の規定により算定した額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を

加算した額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十）を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六條の二又は法律第 号附則第九條の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）にイに掲げる月数を〇に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額

イ 組合員期間のうち昭和三十一年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数

ロ 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月数

2 附則別表第二の上欄に掲げる者（特定受給権者等を除く。）に対する前項第一号の規定及び新共済法附則第八條第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千二百五十円」とあるのは「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

3 前項の規定により読み替へて適用される第一項第一号及び新共済法附則第八條第一項第一号の政令で定める率は、附則別表第二の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するよう定められるものとする。

4 昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至つた場合における前項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五

十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を二十五に算定して得た額から昭和五十八年度基準物価上昇比率を二十五に算定して得た額とする。

5 特定受給権者等に係る新共済法第三十六条の規定による退職共済年金の額は、新共済法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、二十五に算定して得た額と昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする）を乗じて得た額を基準として政令で定める額を加算した額とする。

6 特定受給権者等に対する新共済法附則第八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「二百五十」とあるのは、「二百五十」に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第十五条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

（退職共済年金の加給年金の特例）
第十六条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、新共済法第三十八条第一項（新共済法附則第八条第二項及び第十三条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定及び第四十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」とする。この場合において、当該配偶者については、新共済法第三十八条第四項第四号（新共済法第四十条第三項並びに新共済法附則第八条第二項及び

第十三条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。
2 退職共済年金の受給権者が附則別表第四の上欄に掲げる者であるときは、新共済法第三十八条第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項（新共済法附則第八条第二項及び第十三条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新共済法第三十八条第二項に定める額にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額とする。
（通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例）
第十七条 施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していないもの（第四項において「退職年金受給権のない退職者」という。）が退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、通算退職年金は支給しない。
2 前項の規定により支給しないこととなつた通算退職年金について受ける権利を有していた者が受ける権利を有することとなつた退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職年金の額（その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。）より少ないときは、その額に相当する額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

の額について行うものとする。この場合において、当該改定後の退職共済年金の額が当該改定前において支給を受けていた退職共済年金の額より少ないときは、その額をもつて同条の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

4 退職年金受給権のない退職者で退職共済年金の支給を受けるものが施行日前に二回以上の退職をした者である場合における前三項の規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

（退職年金を受けることができる者等に係る退職共済年金の特例）
第十八条 退職共済年金の受給権者が施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものうち次の各号に掲げるものである場合における当該退職共済年金の額については、新共済法第三十七条、第三十八条及び附則第八条の規定並びに附則第十二条から第十六条までの規定により算定した額が、当該各号に定める額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該各号に定める額から当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を控除した額。以下この項において同じ。）より少ないときは、当該各号に定める額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日において退職したとしたならば、退職年金を受ける権利を有することができた者。その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。）附則の規定により算定した当該退職年金の額に相当する額。
二 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者。その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法、三十九年改正法附則及び農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

（昭和四十一年法律第八十二号。以下「四十一年改正法」という。）附則第三条の規定により改定するものとした場合の当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該改定前の額を控除した額に相当する額。
2 前条第三項の規定は、退職共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第十九条の三の規定による当該退職共済年金の額の改定について準用する。
（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）
第十九条 附則第十三条及び前二条に定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第三十八条の三の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の退職共済年金に関する規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

（障害年金の支給の特例）
第二十條 施行日の前日に組合員であつた者（同日に退職した者及び障害年金の受給権者を除く。）で同日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することができたものについては、別段の定めがあるもののほか、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び三十九年改正法附則の障害年金に関する規定の例により、その者に障害年金を支給する。
（障害共済年金の支給要件の特例）
第二十一条 新共済法第四十条第一項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は法律第 号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。
（施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金の特例）

（昭和四十一年法律第八十二号。以下「四十一年改正法」という。）附則第三条の規定により改定するものとした場合の当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該改定前の額を控除した額に相当する額。
2 前条第三項の規定は、退職共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第十九条の三の規定による当該退職共済年金の額の改定について準用する。
（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）
第十九条 附則第十三条及び前二条に定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第三十八条の三の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の退職共済年金に関する規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

（障害年金の支給の特例）
第二十條 施行日の前日に組合員であつた者（同日に退職した者及び障害年金の受給権者を除く。）で同日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することができたものについては、別段の定めがあるもののほか、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び三十九年改正法附則の障害年金に関する規定の例により、その者に障害年金を支給する。
（障害共済年金の支給要件の特例）
第二十一条 新共済法第四十条第一項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は法律第 号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。
（施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金の特例）

（昭和四十一年法律第八十二号。以下「四十一年改正法」という。）附則第三条の規定により改定するものとした場合の当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該改定前の額を控除した額に相当する額。
2 前条第三項の規定は、退職共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第十九条の三の規定による当該退職共済年金の額の改定について準用する。
（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）
第十九条 附則第十三条及び前二条に定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第三十八条の三の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の退職共済年金に関する規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

第二十二條 施行日前の組合員であつた間における傷病（新共済法第三十九條第一項に規定する初診日以後に施行日前にあるものに限る。）により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の額のの特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第四十五條の四の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に關し必要な経過措置については、政令で定める。

（障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱ひ等）

第二十三條 障害年金でその給付事由に係る障害の程度が新共済法第三十九條第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の一級又は二級に該当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金（その給付事由に係る障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当するものに限る。次項において同じ。）の給付事由が生じた場合における新共済法第四十五條の規定の適用については、前後の障害を併合した障害の程度を同条に規定する障害の程度とする。

第二十四條 新共済法第四十五條の七の規定は、施行日以後に退職した者について適用し、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。

2 新共済法第四十五條の八の規定の適用については、旧共済法による年金である給付は、同条第一号の年金である給付とみなす。

（遺族共済年金の特例）

第二十五條 施行日前に退職した者に対する新共済法の遺族共済年金に関する規定の適用については、新共済法第四十六條第一項第三号中「障害共済年金」とあるのは、障害共済年金又は農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「六十一年改正前の法」という。）による障害年金と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金又はは六十一年改正前の法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」とする。

2 前項に規定するもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の支給に關し必要な経過措置については、政令で定める。

（遺族共済年金の加算の特例）

第二十六條 遺族共済年金（新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者である妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものがその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は新共済法第四十八條の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者であつて同欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族共済年金の額は、新共済法第四十七條の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。この場合においては、新共済法第五十一條の規定を準用する。

第二十七條 下欄に掲げる数に乗じて得た額は、組合員又は組合員であつた者（政令で定める者に限る。次項において同じ。）の死亡の当時その妻が新共済法第二十四條第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七條及び第四十八條の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した額に新共済法第三十八條及び第三十九條第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、組合員又は組合員であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七條の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に新共済法第三十八條及び第三十九條第二項第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

3 新共済法第三十九條第二項及び第三項、第三十九條の二第二項、第四十條、第四十一條第二項並びに第四十一條の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第五十一條（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新共済法第五十一條中「その受給権者である妻が四十歳未満であるとき、又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは「当該遺族共済年金が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第二十七條第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」と、「同条」とあるのは「第四十八條」とする。

5 新共済法第四十九條第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第二十七條第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第二十三條の二、新共済法第二十二條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

（遺族共済年金の額の特例）

第二十八條 退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の額の算定に關する規定の適用については、これらの者は、新共済法第四十七條第一項第二号ロ(1)に掲げる者に該当するものとみなす。

2 次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当した場合における遺族共済年金については、新共済法第四十七條及び第四十八條の規定並びに前二條の規定により算定した額（新共済法第四十九條の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）が、これらの者が施行日の前日に死亡したと見たならば同日においてその者の遺族が受けることとなつた遺族共済年金の額に相当する額（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族共済年金の額に相当する額から当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を控除した額）より少ないときは、その額をもつて当該遺族共済年金の額とする。

第二十九條 遺族共済年金の額は、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その妻が新共済法第二十四條第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七條及び第四十八條の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した額に新共済法第三十八條及び第三十九條第二項第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、組合員又は組合員であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七條の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に新共済法第三十八條及び第三十九條第二項第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

3 新共済法第三十九條第二項及び第三項、第三十九條の二第二項、第四十條、第四十一條第二項並びに第四十一條の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第五十一條（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新共済法第五十一條中「その受給権者である妻が四十歳未満であるとき、又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは「当該遺族共済年金が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第二十七條第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」と、「同条」とあるのは「第四十八條」とする。

5 新共済法第四十九條第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第二十七條第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第二十三條の二、新共済法第二十二條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

（遺族共済年金の額の特例）

第二十八條 退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の額の算定に關する規定の適用については、これらの者は、新共済法第四十七條第一項第二号ロ(1)に掲げる者に該当するものとみなす。

2 次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当した場合における遺族共済年金については、新共済法第四十七條及び第四十八條の規定並びに前二條の規定により算定した額（新共済法第四十九條の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）が、これらの者が施行日の前日に死亡したと見たならば同日においてその者の遺族が受けることとなつた遺族共済年金の額に相当する額（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族共済年金の額に相当する額から当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を控除した額）より少ないときは、その額をもつて当該遺族共済年金の額とする。

一 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの（附則第十八条第一項各号に掲げる者を除く。）組合員である間に死亡したとき。

二 附則第十八条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者 施行日以後に死亡したとき。

三 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者（前号に掲げる者を除く。） 施行日以後に死亡したとき。

3 附則第十七条第三項の規定は、遺族共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第十九条の三の規定による当該遺族共済年金の額の改定について準用する。

4 前三項に規定するもののほか、第二項各号に掲げる者に係る遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（国の補助の特例）

第二十九条 国は、新共済法第六十二条の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、新共済法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 法律第

号附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

2 国は、前項の規定により補助する額を、政令で定めるところにより、組合員に交付しなければならぬ。

（施行日以後における退職年金の額）

第三十条 退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額に改定する。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年を超えるときは、当該政令で定める額にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十五年）一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を加算した額）

二 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき、平均標準給与の年額（施行日の前日における年金である給付の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額をいい、その者が昭和六十三年三月三十一日以前に退職した者である場合には、その額に政令で定める額を加算した額とする。以下同じ。）の百分の一に相当する額

2 前項の規定により算定した退職年金の額が、旧共済法第三十六条第二項ただし書に規定する額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める額とし、平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額を超えるときは、当該百分の七十に相当する額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日において当該受給権者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつてこれらの規定による改定後の退職年金の額とする。

（施行日以後における減額退職年金の額）
第三十一条 減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乘じて得た額に改定する。

一 施行日の前日においてその給付を受ける権利を有していた減額退職年金の額

二 前号に規定する減額退職年金を支給しなかつたとしたならば施行日の前日において支給されてゐるべき退職年金の額

三 前号に規定する退職年金について前条の規定により算定した額

2 前条第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。

（減額退職年金の支給の申出）

第三十二条 退職年金の受給権者が、施行日以後において、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を組合員に申し出たときは、その者の希望する月（その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める年齢に達した日の属する月の翌月以後の月でその者の希望する月）から減額退職年金を支給する。

一 昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日までの間に給付事由が生じた退職年金の受給権者で、旧共済法附則第十條第二項の政令で定める者に該当したもの 四十五歳

二 昭和五十八年七月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた退職年金の受給権者で、旧共済法附則第十條第二項の政令で定める者に該当したもの 四十六歳

三 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの（前二号に掲げる者に該当する者を除く。） 五十三歳

四 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの（第一号及び第二号に該当する者を除く。） 五十四歳

五 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの（第一号及び第二号に該当する者を除く。） 五十五歳

2 前項に規定する減額退職年金の額は、同項に規定する退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始すべき年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四（その者が前項第五号に掲げる者であるときは、保険数理を基礎として政令で定める率）を乗じて得た額を減じた額とする。

（施行日から六月以内に申し出た場合の減額退職年金の特例）

第三十三条 前条第一項の規定による申出が施行日から起算して六月を経過する日前に行われたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める年齢に達した日の属する月」とあるのは、「その者が受ける権利を有する退職年金が昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じたものであるときは、施行日の前日に減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を申し出たとしたならば、旧共済法の規定によりその支給を受けることができた年齢に達した日の属する月」とする。

（施行日以後における通算退職年金の額）
第三十四条 通算退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

二 平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の規定により改定すべき通算退職年金で、旧共済法第三十七条の三第五項の規定に該当するものについては、同項に規定する合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、同項に

よる改定後の通算退職年金の額とする。

第三十五条 旧共済法第三十九条第一項第一号の

規定による障害年金（附則第二十条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定の例による障害年金を含む。以下「職務による障害年金」という。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項において同じ。）に相当する額に平均標準給与の年額の百分の十（同欄の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。）を加算した額に改定する。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価

上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（当該職務による障害年金の額の算定の基礎となつては組合員期間の年数が二十年を超えるときは、当該政令で定める額にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十五年）一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を加算した額）

二 当該職務による障害年金の額の算定の基礎

となつては組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき、平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

2 旧共済法第三十九条第一項第二号の規定による

障害年金（附則第二十条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定の例による障害年金を含む。）並びに三十九年改正法附則第十二条第一項及び三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員

共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金（以下「職務による障害年金」と総称する。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に改定する。

一 組合員期間（当該障害年金の額の算定の基

礎となつては組合員期間に限る。以下この条において同じ。）の年数が十年以下である場合 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算した額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下

である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算した額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年

以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算した額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場

合 組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算した額

3 前二項の規定により算定した障害年金の額

が、当該障害年金の給付事由に係る障害の程度に依り、旧共済法別表第二の下欄に掲げる額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める額とし、前二項の規定により算定した障害年金の額が、平均標準給与の年額に相当する額を超えるときは、平均標準給与の年額に相当する額とする。

4 前三項の場合において、これらの規定による

改定後の障害年金の額が施行日の前日において当該受給権者が受ける権利を有していた障害年金の額（その者が同日において組合員であつたときは、同日において退職したものとみなして旧共済法第四十二条第二項から第八項までの規定によりその額を改定するものとした場合における当該改定後の障害年金の額）より少ないときは、その額をもつて、前三項の規定による改定後の障害年金の額とする。

（障害の程度が変わつた場合の年金額の改定等）

第三十六条 障害年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又はその者が六十五歳に達するまでの間においてその障害の程度が増進した場合には、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後に於いて該当事る旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に依り、その障害年金の額を改定する。

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第三十七条 障害年金の受給権者について同時に二以上の障害があるときは、当該障害年金の給付事由に係る障害について、職務による障害年金と職務によらない障害年金との別に依りこれらの障害を併合した障害の程度を前二条に規定する障害の程度として、これらの規定を適用する。

2 前項の場合において、障害年金の受給権者に

ついて職務上傷病（旧共済法第三十九条第一項第一号に規定する職務上傷病（昭和三十九年九月三十日以前に給付事由が生じた障害年金に係る同項第一号に規定する職務上傷病を含む。）をいう。以下同じ。）による障害があるときは、職務によらない障害年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき障害の程度は、

職務上傷病による障害を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合した障害の程度による。

二 当該年金の附則第三十五条の規定による額

は、同条の規定にかかわらず、職務上傷病による障害を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合して同条の規定により算定した障害年金の額（当該職務上傷病による障害の程度が旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に該当する場合には、当該障害が職務外傷病によるものであるとしたならば当該障害について支給されるべき同条の規定により算定した障害年金の額を控除した額）とする。

（施行日以後における遺族年金の額）

第三十八条 遺族年金については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる遺族年金の区分に依り、当該各号に定める額に改定する。

一 旧共済法第四十六条第一項第一号の規定による

遺族年金 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算した額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算した額）

二 旧共済法第四十六条第二号並びに三

十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号、第二号及び第三号の規定による遺族年金 当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（減額退職年金の支給を受けていた者にあつてはその減額退職年金の給付

事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金とし、退職年金を受ける権利を有していなかつたその他の者及び再び組合員となつていた者にあつてはその死亡のときに退職したものとみなし、かつ、減額退職年金及び障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金とする。について附則第三十条の規定により算定した額の百分の五十に相当する額。

三 旧共済法第四十六条第一項第三号及び三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算した額）

四 旧共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額

第三十九条 前条の場合において、遺族年金の受給権者が次の各号の一に該当するときは、同条の規定により算定した額に旧共済法第四十六条の三第一項各号に規定する額を勘案して政令で定める額を加算した額を当該遺族年金の額とする。

- 一 当該遺族年金の受給権者が、妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいるとき。
- 二 当該遺族年金の受給権者が、子であり、かつ、二人以上いるとき。
- 三 前項の場合において、同項各号に規定する子が旧共済法第四十八条各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第四十条 前二条の規定により算定した遺族年金の額が、旧共済法第四十六条第二項に規定する額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める額とし、同条第一項第一号の規定による遺族年金の額が、平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額を超えるときは、当該百分の七十に相当する額とする。

第四十一条 前三条の場合において、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算した額を当該遺族年金の額とする。

- 一 遺族である子が一人いる場合 十二万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十二万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を二十一万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く） 十二万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十二万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

二 遺族年金の受給権者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その子が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

三 前二項の規定にかかわらず、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が、他の法律に基づく年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、第一項の規定による加算は行わない。

第四十二条 旧共済法第四十六条の六の規定は、附則第三十八条から前条までの規定により算定される遺族年金の額について、なおその効力を有する。

二 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第四十六条の六の規定の適用について必要な技術的読替えその他同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条 附則第三十八条から前条までの場合において、これらの規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日において当該受給権者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつてこれらの規定による改定後の遺族年金の額とする。

（施行日以後における通算遺族年金の額）
第四十四条 通算遺族年金については、施行日の属する月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして附則第三十四条の規定によりその額を算定するものとした場合の当該通算退職年金の額の百分の五十に相当する額に改定する。

（旧共済法による年金額の自動的改定措置）
第四十五条 旧共済法による年金である給付の額については、物価指数が昭和六十年（この項の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年）の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

二 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

三 退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額が、附則第三十条第三項（附則第三十一条第二項において準用する場合を含む）、第三十五条第四項又は第四十三条の規定（以下この項及び次条第一項において「従前額保障の規定」という。）により、施行日の前日における年

金額をもつて改定後の年金額とされたものであるときは、第一項の規定による年金の額の改定は、従前額保障の規定の適用がないものとした場合における当該年金の額について行うものとする。この場合において、同項の規定による改定後の当該年金の額が同項の規定による改定前の年金額より少ないときは、当該改定前の年金額をもつて同項の規定による改定後の年金の額とする。

（従前の年金額の特例）
第四十六条 施行日の前日において退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有していた者であつてこれらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものが施行日以後七十歳に達した場合におけるその達した日の属する月の翌月分以後の従前額保障の規定の適用については、その者が施行日の前日において七十歳であつたものとしたならば、旧共済法、三十九年改正法附則、四十一年改正法附則及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の規定により支給を受けることができる年金の額をもつて、施行日の前日における年金の額とする。

二 前項の場合において、遺族年金の受給権者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用する。

三 前二項に定めるもののほか、退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の受給権者であつてこれらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月三十日以前の期間（その期間が二十年を超える場合に限る。）を含むもの（七十歳以上の者並びに遺族年金の受給権者である七十歳未満の妻、子及び孫に限る。）について前条第三項後段の規定を適用する場合における同項後段に規定する改定前の年金額とみなされる額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 退職年金、減額退職年金又は障害年金については附則第三十条、第三十一条又は第三十五条の規定により改定した場合における改定後の年金の額が、旧共済法附則第八条に規定する額に満たない場合における当該年金の額の改定に關し必要な経過措置については、政令で定める。

(旧共済法による年金の支給期月)

第四十七條 新共済法第二十三条第四項の規定は、旧共済法による年金である給付の支給期月についても適用する。

2 前項の規定は、旧共済法による年金である給付のうち通算退職年金及び通算遺族年金の支給期月については、政令で定める日までの間は、適用しない。

(組合員である間の旧共済法による年金の支給の停止)

第四十八條 退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときは、その者が組合員である間、退職年金の支給を停止する。ただし、その者の標準給付の等級が新共済法第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間(六十歳以上である間に限る。)は、当該標準給付の高低に應じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職年金の額のうち、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第八条第一項(第三号を除く。)の規定並びに附則第七条、第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分並びに附則第十六条及び新共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

2 前項の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつた場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「算定した額」とあるのは、「算定した額(当該減額退職年金が施行日前に支給が開始されたものであ

るときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、政令で定める額を控除した額」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、障害年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつた場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「その間(六十歳以上である間に限る。)」とあるのは「その間」と、「附則第八条第一項(第三号を除く。)」とあるのは「第四十二条第一項第一号」と、「第三十八条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替へるものとする。

(他の共済組合の組合員等である間における旧共済法による年金の支給の停止)

第四十九條 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第三十八条の第三項に規定する他の共済組合の組合員等又は厚生年金保険の被保険者(法律第百九号附則第五十三条第三号に規定する第四種被保険者を除く。)となつた場合において、その者の昭和六十二年以後の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における同項に規定する所得金額が同項の政令で定める額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等又は当該厚生年金保険の被保険者である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべきこれらの年金の額について、その額のうち、その額に百分の九十を乗じて得た額(当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額)に当該所得金額の高低に應じて政令で定める率を乗じて得た額の支給を停止する。

2 前項の規定を適用して計算した昭和六十三年八月分以後の退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の額が、当該受給権者が施行日の前日において支給を受けていたこれらの年金の額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その額をもつて同項の規定の適用後の当該年金の額とする。

3 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における附則第四十五条第一項の規定による年金の額の改定は、前項の規定の適用がないものとした場合のこれらの年金の額について行うものとする。この場合において、当該改定後のこれらの年金の額が当該改定前において支給を受けていたこれらの年金の額より少ないときは、その額をもつて同条第一項の規定による改定後のこれらの年金の額とする。

4 昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職年金についての昭和六十二年以前の各年における当該受給権者の所得金額に應じた支給の停止については、なお従前の例による。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(再退職者に係る退職年金の額の改定)

第五十條 退職年金の受給権者が施行日以後退職したときは、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第八条の規定並びに附則第七条及び第十二条から第十六条までの規定の例により算定した額に改定する。

の規定により算定された額より少ないときは、その額をもつて同条第一項の規定による改定後の退職年金の額とする。

(再退職者に係る減額退職年金等の額の改定)

第五十一條 前条の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「算定した額」とあるのは、「算定した額(当該減額退職年金が施行日前に支給が開始されたものであるときは、その算定した額から当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、政令で定める額を控除した額)」と読み替へるものとする。

2 障害年金の受給権者が施行日以後退職したときは、附則第五十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧共済法第四十二条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

(退職一時金等の返還)

第五十二條 退職年金、減額退職年金又は障害年金(以下この条において「退職年金等」という。)の受給権者が五十四年改正法第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職一時金及び返還一時金(これらの一時金とみなされた給付を含む、政令で定めるところを除く。)の支給を受けた者であるときは、その者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「一時金支給額等」という。)に相当する額を施行日の属する月(施行日において当該退職年金等の支給がその全額について停止されている者(以下この条において「施行日において退職年金等の支給が停止されている者」という。)にあつては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月)から一年以内に、一時に又は分割して、組合員に返還しなければならない。

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十五号

昭和六十年六月十九日

三

五

ず、一時金支給額等に相当する額を当該退職年金等の額から組合が控除することにより返還する旨を施行日（施行日において退職年金等の支給が停止されている者にあつては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月の初日）から六十日を経過する日以前に、組合に申し出る事ができる。

3 前項の申出があつた場合における同項に規定する一時金支給額等に相当する額の返還は、組合が当該退職年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、一時金支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行ふものとす。この場合においては、当該控除後の額をもつて、当該退職年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の前日（施行日において退職年金等の支給が停止されている者にあつては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなつた日）の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第一項に規定する者が施行日前に既に退職年金等の支給を受けた者である場合における同項の規定の適用については、同項中「加えた額」とあるのは、「加えた額に、その者が施行日前において当該退職年金等の支給を受けた期間の年数及び施行日におけるその者の年齢を勘案して政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額」とする。

6 前各項の規定は、第一項に規定する退職一時金又は返還一時金の支給を受けた者の遺族である遺族年金の受給権者について準用する。

（施行日前に退職した者等に係る一時金）
第五十三条 施行日の前日において組合員であつ

た者が施行日以後引き続き組合員であるもの又は施行日前に退職した者について、旧共済法の規定（障害一時金に関する規定を除く。）を適用するとし、たならばその者又はその者の遺族に一時金である給付を支給すべきこととなるときは、当該一時金である給付については、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するときは、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該一時金である給付は支給しない。

（未支給の旧共済法による年金である給付の取扱い）
第五十四条 旧共済法による年金である給付のうち施行日前に支給すべきであつたものであつて施行日においてまだ支給していないもの及び旧共済法による一時金である給付であつて施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五十五条 附則第三十条から第五十一条までに定めるもののほか、旧共済法による年金である給付の額の改定に關し必要な事項は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第五十六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第五十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）
第五十八条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。
附則第七条の三を削る。
附則第九条から第十二条までを次のように改める。

第九条から第十二条まで 削除
附則第十四条第二項を削る。
附則第二十条中、第七条の三を削る。

（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第五十九条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二条の二を削る。

第六十条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。
附則第十一条を次のように改める。

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第六十一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
附則第五条を次のように改める。

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第六十二条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
附則第七条を次のように改める。

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第六十三条 前条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合

からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第十條第二項又は第四項の規定によりその例によることとされた同法第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下この条において「昭和五十四年改正前の法」という。）の規定による返還一時金又は死亡一時金で、昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後、退職したとき若しくは旧共済法第三十七條の三第二項に規定する任意資格喪失事由に該当したとき、又は施行日以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の法の規定が適用されたとしたならば支給されることとなるものについては、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するときは、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該返還一時金又は死亡一時金は支給しない。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）
第六十四条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。
第六十六条第五項中「退職年金」を「退職共済年金」に、「通算退職年金」を「年金である給付」に改める。

（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正）
第六十五条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正）
第七條第一項中「に係る」の下に「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）による改正前の」を加

え、同条第二項中「に係る」の下に「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律による改正前の」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第六十六条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「国家公務員等共済組合若しくは私立学校教職員共済組合」を「法律によつて組織された共済組合(地方公務員共済組合を除く。)」に改める。

第五十五条第五項中「第一号、第二号及び第四号」を「各号(第三号を除く。)」に改め、同条第七項中「又は私立学校教職員共済組合」を「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」に改める。

第三十条の二第四項中「含む」の規定による「を」を含む。若しくは農林漁業団体職員共済組合法第三十九条若しくは第四十条の規定による「に」の規定により「を」若しくは農林漁業団体職員共済組合法第四十四条の規定により「に」改める。

附則第三條第一項第一号中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改め、及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を削り、同項第二号中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を除く。」を削る。

附則第三條の二中「組合員」を「又は組合員」に、「組合員」を「若しくは組合員」に改め、「に」を「若しくは」に改め、農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を加える。

附則第四條の二を次のように改める。

(被保険者の資格の取得及び喪失に関する経過措置)

第四條の二 当分の間、第八條第四号の規定の適用については、同号中「又は組合員」とあるのは、「若しくは組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」とし、第九條第五号の規定の適用については、同号中「又は組合員」とあるのは「若しくは組合員若しくは

くは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員がその」と、「該当するときは除く。」とあるのは「該当するときは除く。」又は六十五歳に達したとき(附則第三條の二の規定により読み替えられた第七條第一項第二号に該当するときは除く。とする。

附則第五條第五項第二号中「又は組合員」を「若しくは組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」に改める。

附則第七條第四項中「当該共済組合に係る被用者年金各法」を「地方公務員等共済組合法」に、「当該被用者年金各法」を「同法」に改める。

附則第七條の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合(農林漁業団体職員共済組合法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。)に準用する。

附則第七條の四第二項中「適用対象共済組合の組合員」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」を加える。

附則第七條の五第一項中「組合員であるもの」の下に「及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であるもの(厚生年金保険の被保険者であるものを除く。)」を加え、同条第二項中「期間のうち適用対象組合員の下に」を「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。」を加える。

附則第七條の六第一項中「若しくは私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項」を「私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項若しくは農林漁業団体職員共済組合法第七十七條の三第一項」に改め、同条第二項中「又は私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項」を「私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項又は農林漁業団体職員共済組合法第七十七條の三第一項」に改める。

附則第九條の四第一項中「共済組合(適用対象

共済組合を除く。次条及び附則第九條の六において同じ。)」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第九條の五及び第九條の六中「共済組合」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第九條の六の次に次の一条を加える。

(基礎年金拠出金の特例)

第九條の七 第九十四條の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該共済組合の組合員」とあるのは、「当該共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)」とする。

(厚生年金保険法の一部改正)

第六十七條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四條の五の次に次の一条を加える。

(被保険者の資格の喪失に関する経過措置) 第四條の六 第十四條の規定の適用については、当分の間、同条中「組合員」とあるのは、「組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)」とする。

2 第二百二十四條及び附則第四條の三第五項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「適用対象組合員」とあるのは、「適用対象組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)」とする。

附則第二十八條の五の前の見出し中「適用対象共済組合法に定める共済組合以外の共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第一項中「共済組合(適用対象共済組合法に定める共済組合を除く。次条において同じ。)」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第二十八條の六中「共済組合」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第二十八條の六中「共済組合」を「地方公務員共済組合」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十八條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「法律によつて組織され

た共済組合(国家公務員等共済組合及び私立学校教職員共済組合を除く。第四項において「適用除外共済組合」という。)」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第三項中「又は私立学校教職員共済組合」を「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」に改め、及び私立学校教職員共済組合法を「私立学校教職員共済組合法」に改め、「第三十六條第一項」の下に「及び農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第六十三條第一項」を加え、同条第四項中「適用除外共済組合」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第五條第八号の四に次のように加える。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第

号。以下「昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法」という。)による改正後の農林漁業団体職員共済組合法

附則第五條第九号中「ロ及びハ」を「ロからニまで」に改め、同条第二十号中「又は私立学校教職員共済組合」を「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」に改める。

附則第八條第二項に次の一号を加える。

四 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間(他の法令の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間とみなされる期間に係るものを含む。)

附則第八條第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 前項の規定は、農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合(農林漁業団体職員共済組合法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。)に準用する。

附則第八條の二中「適用対象組合員」の下に「(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)」を加える。

附則第十二条第一項第八号中「及び第五号」を削り、同条に次の一項を加える。

5 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（農林漁業団体職員共済組合法第十八条第五項ただし書に該当するときはを除く。）における当該掛金に係る組合員又は任意継続組合員であつた期間は、第一項第二号及び第三号の規定の適用については、附則第八条第二項各号に掲げる期間に算入しない。

附則第三十五条第二項第一号中「当該組合員期間の下に」（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間を含む。）を加え、「及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第二号」を、「昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第二号及び昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第二十九条第一項第二号」に改め、同項第三号中「死亡した適用対象共済組合の組合員」の下に「（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第四十八条に次の一項を加える。

9 前項の規定は、農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（農林漁業団体職員共済組合法第十八条第五項ただし書に該当する）に適用する。

る場合を除く。）に準用する。

附則第五十九条第二項第二号イ中「（施行日以後の期間であつて国民年金の被保険者でなかつた期間に係るものを除く。）」を削る。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第六十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「又は私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済組合法」に改め、「第四十七条の三第一項」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第七十七条の三第一項」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第七十条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を「私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」又は「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第七十一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「第五十五条第一項」を「第五十五条」に改める。

附則別表第一（附則第十二条関係）

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二（附則第十四条、第十五条関係）

昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の十	千分の〇・五	千分の〇・二五
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・八六	千分の〇・五八	千分の〇・二九
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・七二	千分の〇・六六	千分の〇・三三
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・五八	千分の〇・七三	千分の〇・三七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・四四	千分の〇・八〇	千分の〇・四〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・三一	千分の〇・八六	千分の〇・四三
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九二	千分の〇・四六
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・〇四	千分の〇・九八	千分の〇・四九
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・九一	千分の一・〇三	千分の〇・五二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・七九	千分の一・〇九	千分の〇・五五
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・六六	千分の一・一三	千分の〇・五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・五四	千分の一・一八	千分の〇・五九
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・四一	千分の一・二二	千分の〇・六一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・二九	千分の一・二七	千分の〇・六四
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・一八	千分の一・三〇	千分の〇・六五
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・〇六	千分の一・三四	千分の〇・六七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・九四	千分の一・三八	千分の〇・六九
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・八三	千分の一・四一	千分の〇・七一

昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・七二	千分の一・四四	千分の〇・七二
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・六一	千分の一・四七	千分の〇・七四

附則別表第三(附則第十五条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十

附則別表第四(附則第八条、第十六条関係)

昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二万四千円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四万八千円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	七万二千元
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	九万六千元
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十二万円

附則別表第五(附則第二十六条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	〇
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六

昭和二十五年四月一日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月一日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月一日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月一日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月一日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

理由

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るための公的年金制度の一元化等の改革の一環として、農林漁業団体職員共済組合法に基づく給付の適正化を図るとともに、農林漁業団体職員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十年七月二日印刷

昭和六十年七月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局